

宜 議 3 6 4 号
令和4年1月21日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第435回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和3年 6月15日	令和3年 6月15日	議案第49号、議案第51号、陳情第50号、 陳情第52号
令和3年 6月16日	令和3年 6月16日	陳情第52号、請願第7号、陳情第51号、 陳情第46号、議案第49号、議案第51号、 陳情第1号、陳情第10号、陳情第11号、 陳情第12号、陳情第14号、陳情第16号、 陳情第21号、陳情第27号、陳情第41号、 陳情第42号、陳情第43号、陳情第45号、 陳情第48号、陳情第49号、陳情第50号
会議日数 2日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第49号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和3年6月14日	令和3年6月16日	原案可決 (全会一致)
議案第51号	宜野湾市民会館舞台機構改修工事請負契約について	令和3年6月14日	令和3年6月16日	同意 (全会一致)
陳情第52号	認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情	令和3年6月14日	令和3年6月16日	採択 (全会一致)
請願第7号	学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願	令和元年12月6日	令和3年6月16日	不採択 (賛成少数)
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年6月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第41号	令和3年度福祉施策及び予算の充実について	令和2年12月8日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第42号	日常生活用具給付等事業の排泄管理 支援用具の給付対象者を拡充するよ う求める陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第43号	国の責任による「20人学級」を展望 した少人数学級の前進を求める陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第45号	安全・安心の医療・介護の実現と国 民のいのちと健康を守るための陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第46号	国民健康保険税(料)の特例減免等の 継続を求める陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第48号	地域型保育事業所の三歳児以降受け 入れについての陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第49号	国保運営にあたって、コロナ禍など の困窮から県民の生活を守るために 地方自治の本旨に基づき、制度の改 善を求める陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第50号	国立病院への機能強化を求める陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第51号	コロナ禍の中だからこそ、こどもた ちの健やかな成長のために「現物給 付」への国のペナルティ全廃と18歳 までこども医療費無料制度を実現 し、こども医療費無料制度の改善を 求める陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年6月15日（火）1日目

午前10時00分 開会

午後 3時16分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	栄田 直樹
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	宮城 力
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	伊佐 文貴
----	-------

○説明員（10名）

健康推進部次長	松本 勝利
国民健康保険課 保険税係長	西浜 稔
教育部次長	真喜志 若子
施設課 施設担当技幹	我那覇 宗康
福祉推進部次長	宮城 葉子

国民健康保険課 課長	米須 之訓
国民健康保険課 保険税担当主査	川満 勤子
施設課 課長	仲村 等
契約検査課 課長	伊禮 理子
こども企画課 課長	津島 美智子

○議事事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

議案第49号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第51号 宜野湾市民会館舞台機構改修工事請負契約について

陳情第50号 国立病院への機能強化を求める陳情

陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情

第435回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和3年6月15日（火）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第49号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 今委員会に付託されました議案第49号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。今回の議案第49号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、提案理由のほうで減免するためのというふうに載っていますが、これは条例の内容をちょっと読んだのですけれども、これをもっとかみ砕いて分かりやすく説明をもう一度。これを全部そのとおりにやっていると、減免するのだらうと、市長が特別認可したのも減免に対応するのだらうとあるのだけれども、どういった方々が、どういう減免の対象になるかを分かりやすく説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質疑にお答えいたします。資料として提供しました、議案第49号と右上に記載された資料を御準備いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

内容としては、今委員さんおっしゃったとおり、令和2年度からこのコロナに関する減免の制度ができたのですが、令和3年度も継続といったものになっております。それに対応するために今回条例改正となっておりますが、内容としては資料にある、まず1のところです。減免の対象となる世帯及び減免額というところで、減免の対象となるのはこの（1）と（2）の部分になります。まず、（1）のところは、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯ということで、世帯主自体がコロナに感染して亡くなったか、もしくは重症化した場合が対象となります。

続いて、（2）番、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯となっております、下の要件の部分ですが、まず①、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少した場合、②のほうの前年の所得の合計額が1,000万円以下であること、③が減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること、この3つの要件を満たした場合に減免の対象となります。

続いて、減免式の計算式ということで真ん中のほうに表があるのですが、対象保険税額に減免割合、それが保険税の減免額となります。この減免割合という部分がDの部分です。所得に応じて減免の割合が決まっ

ていまして、300万円以下の場合の対象となる分の10分の10が減免されると。所得がちょっと増えていくにつれてこの割合が減っていき、1,000万円以下の場合について10分の2の減免ということになっております。

減免の対象となる保険税、こちらが今回の継続の部分でありまして、令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの、また令和2年度相当分の保険税であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により、令和3年4月以後に納付期限が到来するものが対象となっております。説明は以上となります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。分かりやすく説明をしていただき、また資料も見ながらできました。ありがとうございました。

これによって、結局令和2年度をもとに令和3年度の対象者の見込み人数というのは掌握されているのですか、それともこれは申請主義なので、分からないというのものもあるのですか。どういった方々が、この条例に関わっていきますか。人数の大きなものが分かれば、大体で。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 委員おっしゃったとおり、申請主義なので、令和2年度、3年度、また見込みになりますので、これ申請が来ないことにはちょっと件数というのは把握が難しい状況なのですが、令和2年度の実績を申し上げますと、件数としては397件の減免決定がございました。額としては、令和2年度分、あと令和元年度の一部を含めて約5,200万円余りの減免となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。これの通知の仕方はどうなっていますか。これ一番市民に情報が入ってこないという方も中にはいらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、いい条例、しっかり納付しやすい方向性の条例になっていると思うので、その点お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この市民への周知の仕方については、昨年度も議員等からアドバイスがございまして、当初納税通知書が7月上旬に郵送されますので、その当初納税通知書の中にこの減免等のお知らせを合わせて入れるということで、その時点の被保険者全員に周知をされると。それ以外にも市のホームページや市報、市報は、ちょっと紙面の制約があるので、詳しい内容を載せたりはしないのですが、ホームページ、市報も含めて周知は図っていくということを考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 国保税を納める窓口のほうにも、こういうような減免についてポスター等の張り出しとかは御検討されているのですか。やっぱり窓口に行って、減免できる対象になっているけれども、本人は分からなくて、借り入れして無理して納税するという、そういうのもあるのではないかなと思うのです。大いに御検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和2年度もこの郵送したチラシを窓口にも置いて対応しておりましたので、今年度も同じように対応していきたいと考えております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 よろしくお願ひします。減免に対する議案なのですけれども、4ページの第24条第2項の中で真ん中の部分からですけれども、市長が特別の事由があると認めるときは別に申請期限を定めることができるということに対して、もう一回詳しい説明をお願いいたします。御答弁お願いいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 こちらについては、条例の第24条第2項において、保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならないというのが条例上定められているのですが、この減免については申請自体が国の示した基準に基づいて対応していく予定なのですが、令和4年3月31日までが申請期限となっていますので、実際の納期より事後に申請するケースが大方ですので、それに対応するために今回市長が特別に認めた場合ということで、令和4年3月31日までの申請に対応できるような条文を明記しているところです。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 とても分かりやすい説明で理解いたしました。この対応は、窓口で減免制度の申請に来たときに説明を十分責任を果たすことは重要だと思いますので、この窓口の対応方、しんどいかもしれないですけれども、ぜひよろしくお願ひします。以上です。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。先ほど伊波委員からありました件数についてなのですが、事後申告ということでまだ相対ができないということだったのですけれども、減免の対象となる世帯が出てきた場合、歳入額に大きく影響してくると思うのですが、減免された額に対して、財政面についてどのようにやっていくのか、その辺について御説明いただけますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 申請については、令和3年度分は当初納税通知書を発送した7月からの受付になるので、必ずしも事後というわけではなくて、令和3年度分は7月以降の受付になります。

ただいまの国保の財政状況の影響なのですが、令和2年度の場合はこの減免額5,000万円余りに対して10分の10の国の支援があったということで、この税額自体はその分減ってはいるのですが、国からの補助という形でその分支援されていますので、財政上の影響はなかったということになります。ただ、令和3年度につきましては、この補助割合が市町村の財政状況と、あと減免額に応じて最大10分の10から低いほうでは10分の4の財政支援しかないということになりまして、令和2年度の額から見込みを立てると、宜野湾市については10分の4しか支援が受けられない可能性が高いところです。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ということは、市の負担が大きくなるという理解でいいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 負担というか、その分見込んでいた税が入ってこないということで、赤字が増えるということになります。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 コロナの影響で生活を大変にしている方が多くいらっしゃいますので、その減免については進めていただきたいと思うのですが、財政面に対してはこれまでも大変厳しい状況がありますので、何

かしら財政に影響がないようにといったらおかしいのですが、その辺踏まえてあらゆる施策、やっぱり抑制とか、いろいろな面にもっと力を入れていかないといけないのかなという部分がありますので、ぜひ財政面で。では、国からの最大で10分の10で、最少で10分の4という補助という形で理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今のところ国から示された基準としてはそのようになっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 おはようございます。よろしく申し上げます。資料のほうの減免制度の概用について、参照で令和3年3月12日付厚生労働省・総務省通知とありますので、この通知を資料で提出をお願いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 提供してまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 通知のほうでこういう計算式だとか、割合については細かく書かれているか。市が独自に算出したものではないということ、国のほうで示されたものに準じているということかどうか、確認させてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋委員のおっしゃるとおり、市町村で任意で減免を定めることはできるのですが、個々の財政状況からすると単独でやるというところと厳しいところがありますので、国の支援の基準に準じて市の規定も併せて制定しています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 前年ですか、令和2年度の国保税の徴収額ということではなく、確定申告の数字がベースになるのだろうなということは思うのですが、国の支援金、いろんな支援金が、個人だったり、事業主だったり支援金があって、これは確定申告すべきものだという認識なのですが、その辺のところ事業者の認識不足で、そういう国の支援金を頂いているのだけれども、確定申告していなかったとか、そういったものがもし出た場合とか、あるいはこれは申請主義としていましたので、申請したものをそのまま受理した後、チェックというのはどうしているのか。確定申告には雇用調整助成金だとか、いろんな給付金があり、万が一事業者が申告していなかった、でももらっていると。その後、国保税の減免のほうにも関わってきます。それをチェックするというのはできるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課長 保険税係長 ただいまの御質問ですけれども、確定申告において持続化給付金であったり、そういった金額の記載漏れ等々については、本来ならば記載する金額となります。国保については、市民税の情報に基づいて課税を計算いたしますので、その部分に変更があれば、当然ながらその税の変更に基づいて国保税を算定していきます。その中で申請当時、その金額がまだ明らかでない場合は、この減免申請に基づいて、交付決定し、決定通知を出します。その後、変更があった場合は、またその計算を見直して、被保険者のほうに通知していくという形になります。いずれにしても、税の申告に基づいて裁定を下していくということになります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 申告に基づいてということと、あと市民税のほうでということ、あくまでもそれは申請主義ということと、申告する人がちゃんと申告しているという前提であり、かつそれを役所のほうでチェックするということとはできない。もしチェックできなくても、申請者が修正申告し、後で分かったら国保税も修正するという流れになるということによろしいですか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 そのように理解してよろしいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 最後に、やはりこれはほかの委員からもありますように、国保は当市も厳しい状況です。例えば申請の中で虚偽の申請をしたときの罰則とか、今回に限ってですけれども、そういう虚偽の申請をした場合にペナルティーを科すとか、そういうのはあるのかどうか。また、厚労省とか総務省からの規定の中に、そういった虚偽の申請に対してのペナルティーという文言が入っているかについて、改めて確認させてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和3年度についてはこれから条例が決まり次第、また規則等の改正を7月前までに調整していくのですが、令和2年度の例で申し上げますと、罰則ではなくて、一応虚偽の申請ではないという誓約書を書いてもらっております。基本的には正しく申請されているものという前提で減免の決定はしていくことになるのですが、ただ難しいのは、やはり見込みの収入でやるものですから、将来的なものが実際その通りになるかどうかというところの判断がなかなか難しく、コロナの状況が今後どうなるかも現時点では確実ではないので、その辺はもう見込み、申請をそのまま通さざるを得ないという状況が、実際に蓋を開けてみて収入が落ちたのかどうかというのは、実際のところ収入が全く影響していない、むしろ増えたところも少なからずあるのかなというところもありまして、それが宜野湾市だと令和3年度の補助率自体が10分の4しかないという中で、どのようにチェックしていくかというのが課題だと認識しているところではあります。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第49号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時23分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時53分)

【議題】

議案第51号 宜野湾市民会館舞台機構改修工事請負契約について

○山城康弘 委員長 次に、議案第51号 宜野湾市民会館舞台機構改修工事請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしく申し上げます。今回の舞台機構改修工事に関してなのですけれども、その改修工事の内容を最初確認してよろしいですか。どのような改修工事を行うかについて御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 昨日桃原功議員から舞台機構について資料要求がございましたけれども、お持ちでしょうか。これに目的としては、市民会館が昭和57年に竣工して、ほとんどの空調とか電気とかの設備が開館当時のままで、劣化に伴う老朽化が進んでいるということがまず1点目です。

資料に、もともと舞台機構とは何でしょうということで書かれていますけれども、舞台機構とは主にホール、劇場などの舞台部分に設置されている手動、電動、油圧などにより作動する演出効果用の機器類の総称でございます。今この写真と図面のほうを見ていただければよく分かるかと思うのですが、今回これに係る、いろいろワイヤーとかの部分に関する説明を載せてあります。どんちょうとかも含めて、その改修工事という形で考えていただければいいと思います。どんちょうについてはかなり金額高いものですから、今回はクリーニングというのですか、現場でクリーニングと、延焼防止の処理をしますという形と、これに係るいろいろな装置という形になります。ただ、単純に舞台の照明とか、それとは別という形で、舞台の効果を得るためのものを舞台機構という総称で呼ばせてもらっております。以上です。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。事業目的のほうで、空調、電気等とありますが、老朽化が進んでいるということですが、現在の空調などの現状を聞いていいですか。例えば故障しているのか、老朽化で今後取り替えるのか、どのように進めていくのかについてお伺いします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 空調の老朽化が進んでいて、取替えの時期に来ていると思っています。ただ、これに関しても一括交付金を使おうとしていたものですが、今年度切れるということもございまして、今どういう形で、来年度から設計とか入れたらいいかなという形で、企画課、財政課と補助の絡みも含めて今調整している段階です。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 空調の改修はこの3億2,500万円の中には入っていないということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 空調は入っておりません。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 あくまでも舞台機構の改修工事の3億2,500万円と理解していいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 そうです。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 今回請負業者、これ大発工業さんということで、入札業者で無効が3社あるのですが、これについての御説明をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 入札の状況なのですが、5者指名されまして、1者は入札前に辞退をしております。3者無効ということなのですが、こちらは応札した額が最低制限価格を下回る入札が行われたため、無効となっております。結果として1者のみ有効ということで、この1者が大発工業になりますので、こちらが落札業者ということになりました。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 1者辞退、どのタイミングで辞退をされたのでしょうか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 辞退については、入札の前日までに辞退届というのを契約検査課のほうに提出していただいて、そちらに基づいて処理するというので、例えばなのですが、3者指名がもしあったとして、2者とも前日までに辞退ということであれば、1者しか残らないので、この入札自体は有効に取り扱われなくて不調になるので、その旨前日までもし辞退ということであれば届出をしてもらっております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 御説明ありがとうございました。理解いたしました。

それでは、ランクとかというのは分からないのですが、AランクとかBランクとかいろいろあると思うのですが、その説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回の舞台機構は、市に登録がある業者の中で今回は機械器具設置工事という工事になりますので、ここに登録されている11者をまず選んだのですが、舞台機構というのが特殊工事でございますので、多分ほとんどが下請に回されると想定される、4,000万円以上の下請が想定されたものですから、その中で特定建設業に許可を得ている業者が11者中6者いたのです。まずは、こういう工事があるのですが、参加していただけますかという旨を確認しました。電話で声をかけた6者中、1者が辞退いたしまして、5者になったと。先ほど契約検査課長が話したみたいに、5者のうち入札前に1者が辞退して、4者の中で入札したという形になっています。大発工業さんはその登録業者という形になります。以上です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 確認なのですが、大発工業さん伊佐の3丁目ということは、伊佐の上下水道の近くの会社ですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 そのとおりです。今回のやつは、いろんなものに登録されているうち、この機械は機械器具設置工事と、先ほど力委員が言っていたランクはなく、登録された業者のうちからということであり、格付してあるのが土木、建築、管と電気の4種類になります。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 今回の市民会館の舞台機構改修工事ですが、これは器具の設置ということなので、市民会館は老朽化しておりますので、舞台のバリアフリー化など、そういうのも工事するのかなというふうに考えましたが、そういうことではない。舞台の装置、そういうどんちょうなどの、これは新しくどんちょうを設置するのではないということですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 市民会館については、年度ごとに外側からいろいろ改修工事を行ってきました。去年ですが、市民会館も大ホールについても天井改修とかも行って、客席とかも一部改修を行って、バリアフリー化をしています。今年度、これと併せて駐車場等の整備を含めてバリアフリー化をまた進めていくという形で考えています。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 客席のほうからまた舞台へ、また後ろのほうから舞台のほうに上がるとき、車椅子の方々が、前に1度講演会に行ったときに、車椅子の方の講演者でしたので、持ち上げるのにかなり苦労したというのがあるのです。そういう形で、舞台に上がる通路のバリアフリー化も考えられていたのでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設担当技幹。

○施設課施設担当技幹 屋良委員の御質問にお答えします。先ほど仲村課長のほうから説明がありましたとおり、市民会館のほう、機能強化プラス施設の改修工事を平成27年度から取り組んでいるところなのですが、今回6月定例議会、臨時的に中央公民館で状況を公表したと思うのですが、中のリフォームのほうも引き続き行っているところで、今回の工事については舞台機構のみの改修になっています。先ほど屋良委員のほうからもお話がありましたとおり、舞台に上がるためのスロープ等の設置については、前年度で既に外部のほうにスロープを設置して、舞台裏のほうにスムーズに車椅子でもアクセスできるような整備をしています。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。どうもありがとうございます。大変助かります。こういう形でいろいろな意味で市民会館利用者の方々、舞台へ出演する方々たくさんおりますので、市民会館がそういう形で使いやすくなるということはすごくいいことだと思います。

それで、もう一つちょっと聞きたいことがあるのですが、この入札の件であります、今入札価格を下回ったということで無効だと分かりました。こういう入札の場合は、いろいろな規定があるのかなと思うのですが、結果的には1者だけの入札になっておりますが、そういう形での入札規定というものはどういうふうにあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今の宜野湾市の入札のやり方としては、予定価格は公表しています。最低制限価格は公表していませんが、この計算式については公表しております。だから、ある程度みんな大体の金額、近い金額が算定できると思っています。

今回特殊工事といったのが、各メーカーがメインになると思いますので、その辺の見積もりの取り方は各業者それぞれだったので、ちょっとうちの予定価格、最低制限よりは下回ったのかなと。業者はできるとい

う前提でやっているのですけれども、それでも、あくまで品質の管理を含めての最低制限を設けている形になっていますので、それを下回ったら無効という形になっています。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 私も分からない部分がありますので、この入札などの規定、要綱などの資料も頂けないでしょうか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 最低制限価格の積算の要綱等については規定がありますので、また後ほど資料として提出したいと思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 それでは以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 少しお伺いします。予定価格は3億810万円ですか。大変特殊な工事という話もございましたが、予定価格を設置するためには調査しますね。何社からか見積りを取って、その中でまた予定価格を設定していくと思いますけれども、今回は何社から事前に見積りを取られたのか。調査価格としての見積りはどうだったのでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設担当技幹。

○施設課施設担当技幹 見積りにつきましては、こちらの工事、県内でもなかなか実績のある工事ではないということもあって、県内県外それぞれこういった舞台機構の設置や改修を行った実績のある3社から見積りを聴取しまして、設計のほうを立ててございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そういうふうになかなか実績もない中で、見積りというか、調査価格を設定していくのも大変難しいのかなと思ったものですから、県内県外3社ということは、今市内という表現をされなかったということは、この指名された業者は事前の見積りを依頼した3社には入っていないということよろしいですか。

○山城康弘 委員長 施設担当技幹。

○施設課施設担当技幹 そのとおりでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 これはいろんな入札の場合には、事前に見積もりを取った業者を指名をすることもあると思うのですが、今回もちろん市内優先という観点でやられたのか。見積りを取ったのが県内ということは、市外の業者なのかなということを予測できるのですけれども、これだけ特殊なものなので、もちろん県内優先ですけれども、指名が5者です。これは、指名競争入札では6者ぐらいだったような気がしたのですが、その辺の整合性というのは大丈夫なのですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 呉屋委員がおっしゃるとおり、舞台機構というのはなかなかないというか、実績がなかったもので、うちの技幹が県内で実績のあるところから見積りを取りました。うちもそれを外して、県内からやるべきなのかと課内で上司とも議論をしたのですけれども、やっぱりそうすると実績をつくらないと、つくって

あげることによって、今回ほかのところにやった場合、例えばうちでなくても、ほかの市町村とかで、県でもいいのですけれども、機会あった場合は受注が増えるだろうという形で、まずそれを考えて市内。下請に回されるとしても、そういう現場を踏むことによって実績がつくれるのではないかというのがまず1点ございました。

市内優先という形が、先ほどの機械器具設置工事という舞台機構の中から選ぶようになりましたので、11社ありました。そのうち先ほども言いましたけれども、特殊建設業からの特定を持っているところとか、これは舞台機構が特殊なので、4,000万円以上に下請を回せるだろうということがあって、11者のうち5者は一般なので、なかなか難しいかなと思って、指名から外させていただきました。残り6者のうちに、事前のうちとしてはこういう案件があるのですけれども、どうですかという電話で問合せをしました。そうすると、1者がやっぱり無理ということで、1者外して5者がエントリーしたので、ある程度の入札は5者以上あればということがありましたので、それも踏まえてできるからということで入札を進めました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 あと、こういった入札をして契約をする工事が無事完了するのが一番なのですけれども、契約のほうに契約保証金というのがございますが、その契約保証金に関してもいろいろな条項を使って免除することもできます。ただ、今回は特殊な工事ということで、この案件に関して契約保証金の額が減ったというのは、それを考えていらっしゃいますか。

○山城康弘 委員長 施設担当技幹。

○施設課施設担当技幹 宜野湾市のほうでは、130万円を超える契約については全て契約保証金を取る形になってございますので、今回の工事についても契約保証金、契約金額の1割を納付していただくか、金融機関の保証証券や、契約保証会社というところがございますが、そちらのほうの保証書をつけていただく形になるかと思えます。なので、130万円を超える工事については免除という形ではなくて、何かしらの担保を取るという形になります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回も担保としては3,000万円ほどの契約保証金という形で、やっぱりそういう工事がどういうふうになるのかということ、その会社自体の体力がこの資料からは見えてこないのが、工事を請けたけれども、本当に完成できるだけの体力とか技術があるのかということが一番心配なところで、しっかり契約保証金のほうも取っているという手続であればいいのかなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時11分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時12分)

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。
(午前11時12分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第50号 国立病院への機能強化を求める陳情

○山城康弘 委員長 陳情第50号 国立病院への機能強化を求める陳情を議題といたします。

では最初に陳情書を事務局のほうから読み上げます。

○議会事務局 タイトルを読みます。国立病院の機能強化を求める陳情書。陳情者が、全日本国立医療労働組合沖縄病院支部支部長、諸見里さんとなっております。

本文を読みます。貴職におかれまして、常日頃から医療、福祉の充実に御尽力いただき、心から感謝申し上げます。戦後最悪と言えるCOVID-19(以下「新型コロナ」と表記)感染拡大によって、日本の感染症対策のみならず、医療体制そのものの脆弱さが浮き彫りとなりました。また、新型コロナ患者の受入れは、受け入れることによってその他疾病患者の受診、入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態も明らかになりました。このように経営問題等を考えれば、新興感染症の患者受入れは、公的医療機関が中心に行わざるを得ないのが現状です。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも、全都道府県にネットワークを持つ国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院(以下「国立病院」と表記)の診療、研究に関わる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り充実させるためにも大変重要であると考えます。

また、新型コロナ蔓延時には、人工呼吸器やECMO(人工心肺装置等)医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできませんでした。さらに、現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足な上に十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない現状にも陥りました。このように必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況になることがないように、国が責任をもって対策に取り組むことが必要です。

国立病院の機能強化で国が憲法25条に保障された国民の生存権を保障するとともに、国の社会的使命を果たすよう、別紙意見書を決議いただき、関係機関に提出いただけますよう要望いたします。以上。

○山城康弘 委員長 後ろの意見書案の記の部分だけお願いできますか。

○議会事務局 すみません。意見書案の記の部分を読み上げていきます。

1、コロナ等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院を機能強化すること。

①、国の責任において国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸

器やECMO等の医療機器の整備を進めること。

②、大規模災害等の発生時においても、患者、国民に万全な医療が提供できるよう、国立病院の機能強化を図ること。

2、国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

3、国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき提出いたします。

○山城康弘 委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。次長、答えられる範囲で構わないので、よろしく願いいたします。質疑どうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 参考までにもし御存じでしたら教えてほしいのですが、国立病院は我如古にある病院かなと思うのですけれども、琉球大学の病院というのは独立行政法人琉球大学医学部附属病院という名前なのですけれども、こういうふうな琉大病院の場合は独立行政法人というのがついていますが、これも国立病院になるのですか。もし御存じでしたら教えてください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質問にお答えいたします。私のほうもこの沖縄病院のほう、ホームページのほうでちょっと出力した資料がございますので、今呉屋委員の御質問に対しましては正式名称のほうで、独立行政法人国立病院機構沖縄病院となっております。琉大病院と同じような形の独立行政法人、国立ではない。一旦切り離された機関になっているかとは思いますが。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは、同じく独立行政法人ということであれば、琉大病院もこの陳情者が言っている国立病院に含まれるということの認識でいいのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 私もこのほうに所属しているわけではないので、新聞報道等によりますと、例えば、郵便局であったり、国立病院とかは、身分的には準公務員的な形の取扱いになっておりますので、国の直営の設置機関ではなく、一旦そこから切り離された独立行政法人という位置づけで国立沖縄病院も、また琉球病院も同様な機関になっているかと思えます。

○山城康弘 委員長 次長、今呉屋委員が聞きたいのは、陳情者が国立病院という表現をしているのが、今の例えば琉大病院とか、我如古にある沖縄病院と言われているところが該当するのかなのかという趣旨だったと思うのです。陳情者の文章を見たら国立病院というふうな表現ですから、そう把握していいのかという多分意図だと思うのですけれども。どうぞ。健康推進部次長。

○健康推進部次長 恐らくですけれども、国立病院は単体である病院であったりとか、大学とかの国立、また従前は国の直轄した機関であったかと思えます。数年前に団体自体が独立行政法人化という形で国家の機関から切り離された形で大学であったりとか、病院であったりという形になっているかと思えますので、この陳情者のほうが全日本国立医療労働組合沖縄病院支部という形で、この方々も恐らく国家公務員ではなくて、独立行政法人に属した職になるかと思えます。機関としても、国立病院というような従前のところとは変わった形で独立行政法人化がなされているかと思えます。

○山城康弘 委員長 ということは、次長、要するに国立病院という表現の認識というのは、今おっしゃった琉大病院も含まれているということの認識でいいということですね。

○健康推進部次長 休憩でよろしいですか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時08分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時09分)

○山城康弘 委員長 質疑どうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 主に分かっている範囲内でのいいのですが、今の沖縄病院のメインとしている入院患者の症状、どういった方々が多いですか。今情報を持っているだけで結構です。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質問にお答えいたします。病院の概要としてでございますが、病床数において一般が60床、筋ジスが100床、神経難病が45床、結核が30床、緩和が25床、地域包括ケア40床、計300床とホームページでは表記されてございます。また、主たる診療機能といたしましては、呼吸器疾患に関する高度先駆的医療、放射線診断及び治療、鏡視下手術、専門外来、肺ドック等です。神経、筋疾患、難病の診断と治療、一般診療として消化器、循環器、糖尿病、沖縄県難病医療拠点指定病院というふうな形で表記されてございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変国立病院が大きなお仕事をされていて、患者も絶えず、またしっかり取組もされているということで認識をしました。難病医療拠点指定病院ということで、大変重要な位置づけをされているのかなというのが分かりました。

もう少しお願いします。ここで働いている方の人数とか分かるのですか、大体300名とか400名、500名。そういうのはホームページに載っていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質問にお答えいたします。独立行政法人の国立病院機構沖縄病院で従事している職員の件かと思うのですが、ホームページとかで確認されていなくて、また病院のほう、設置機関は宜野湾市ではなく、認可しているところでもないものですから、申し訳ございませんが、人数のほうは把握してございません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。宜野湾市の市民もたくさん利用されているし、また県内各地からの患者も利用されているものだと思います。しっかりまた専門病院として活躍なされていますので、いろいろとまた陳情もしっかり検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 資料をちょっとお願いしていいですか。実は、資料で今県内のコロナの病院の入院者の内訳みたいなのが、県に問合せすれば分かるのかどうか分からないけれども、要は国立病院に何名の方が入院していらっしゃるとか、またほかの病院で何名入院しているかというのが分かると、この病院の機能強化が必

要なのかという一つの目安になると思うのですが。病院ごとの入院患者数というのも県に問合せすれば分かるものですか。もし分かるならば、資料で頂きたいのです。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質問にお答えいたします。これとは直接関係ない部分も含まれているかと思うのですが、入院者数がどのような形で療養されているかというところの数に関しましては、民間であったり、県立であったり、国立であったりというところもございまして、この部分がちょっと一括した県の対策本部のほう等で確認されているかどうかというのは分かりかねます。ただ、毎日沖縄県の新型コロナウイルス感染症陽性者の状況として、入院中の方がその中で654人、そのうち重症者が19人、うち中等症が400人という形です。国基準のうち重症者数が74人、うち中等症が345人という形で654人という人数が見えるのですが、その中で654人がどの医療機関で療養等されているかというのはこちらのほうでは把握してございません。日々の報告の中でも、そういった情報提供等は今なされていない状況です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今までの情報というのは県から一方的に来る情報を宜野湾市のほうで受けていると思うのですが、逆にこれはできたらということでは理解してほしいのですが、市のほうから陳情が上がっている、病院ごとの入院患者数というのが資料として、県が出すのは別ですよ。それを要求するというのは、この陳情に対しての資料として、それは県に要求することはできるのですか。

○健康推進部次長 委員長、ちょっと休憩をお願いしていいですか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後2時15分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後2時16分）

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 よく分かりました。それは、また別に資料請求というのはやりたいと思います。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 大丈夫ですか。よろしいですか。

次長、最後1点だけ、ちょっと気になったところがありまして、陳情書の上から4行目です。陳情書の4行目、新型コロナ患者の受入れは、受け入れることによってその他疾病患者の受診、入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態が明らかになりましたという文章があるのですが、これ実際僕今日初めて聞いたのですけれども、初めて見ているのですけれども、これ実際そういう情報がありますか。確かに通常の外来なんかも少なくなっているのは分かりますけれども、このコロナの患者を受け入れることによって相当経営が厳しくなるから、民間は見合わせないといけないよという状況を初めて聞いたのですけれども、そういうことを把握されていれば、ちょっと御説明お願いできますか。健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員長の御質疑にお答えいたします。うちのほうで先ほどから委員長からもありましたとおり、国立療養所の所管でもないものですから、新聞報道等で知る範囲ではございますが、結局新型コロナ感染症においては感染症でありますので、そこがやっぱり患者さんを受け入れるということは、恐らくそ

この周囲の患者さんが敬遠しがちになるというところで、最も重いところから中等から軽症とかという形で役割分担があって、本来はそういった形で順次重症、中等症、軽症とうまく流れていけば、退院できた場合はさらに受け入れることができる。だけれども、こういったところが受け入れられないので、本来は退院すべき患者さんのほうに行く先がなく、より重いところで療養されているというところがお聞きしたことがございます。ですので、今委員長が御指摘するような形で、より下のランクからすると受け入れを拒絶するところは恐らくあるかと思えます。ただ、国のほうにおいても、診療報酬とか、あるいは恐らく協力金みたいな形のもので、コロナ感染者を受け入れた場合には敬遠される場所に対しての経営的な措置として、診療報酬とか協力金である程度の財源を補填していくというのは聞いたことはございます。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第50号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時24分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時40分)

【議題】

陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情を議題といたします。

まずは、事務局のほうから陳情書のほうの読み上げをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議会事務局 陳情第52号、陳情者が宜野湾市私立保育連絡協議会会長、國場福太郎さんになります。では、要請書の本文を読み上げていきます。

謹啓。時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より宜野湾市私立保育連絡協議会加盟園並びに市内認可外保育園に格別の御理解と御支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が陽性者の発生数の拡大に伴い、市内の保育園や学童クラブが休園、休止している施設数の多さから見て、非常に危機的な状況と言えます。これは、昨年と異なり、現在は感染力の強い変異株ウイルスが蔓延し、報道にもあるように、10歳未満、10代の子供、若年者で感染が広がっている特殊な状況でもあります。

このような中、社会生活の継続に子供を預かり、支援するという公的な役割のサポートを担う認可外保育園は、認可園と同様に原則、開園とされておりますが、非常事態宣言下にあっても県内の就業状況は変わらず、仕事は休めない保護者の保育園の利用に大きな変化はありません。そのため、保育施設に従事する職員だけでなく、利用する保護者にとっても精神的、身体的なストレスは相当なものとなっております。

つきましては、私たち市民の不安や負担を少しでも軽減し、緊急事態宣言の期間を乗り越え、健康で安全な環境を取り戻せるよう、誠に恐縮ではございますが、次の事項につきまして要請いたしますので、ぜひとも御検討くださいますようよろしくお願い申し上げます。今後とも宜野湾市私立保育連絡協議会への御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

要請事項。1、職員に対する新型コロナワクチンの優先接種をお願いいたします。現在も感染拡大している県内のコロナ禍で、未就学児を預かる施設での感染リスクは高いと言えます。保育園の職員も医療や介護等職員と同様に優先的なワクチン接種を希望します。

2、各園にPCR検査キットの配布、または無料PCR検査の継続をお願いいたします。昨年市が作成して、各園と共有している新型コロナウイルス感染・濃厚接触者発生時の対応フローの連絡体制は、感染拡大化で保健所が逼迫している昨今では、早期対応として機能していない状況と言えます。自主的に検査ができることや、定期的な検査が実施できるような安全の確保を希望します。以上です。

○山城康弘 委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。どうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 説明できる範囲内をお願いします。これ見ると、要請事項のほうを見ますと、職員に対する新型コロナワクチンの優先接種をお願いしますとありますが、今保育園の職員とか学校職員とかはどのようなになっていますか。まず、今のワクチン接種の状況をお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質問にお答えいたします。宜野湾市の現状において、コロナワクチンの接種状況がどのような形かというところでの御質問かと思えます。

まず、国において新型コロナウイルス感染症に係る接種順位というのを手引きのほうで示しております。その中で1番目が医療従事者等、2つ目に高齢者、3つ目に基礎疾患を有する者、その次に高齢者施設等の従事者、その次に上記以外の者というような形で国の手引きで示され、宜野湾市のほうの接種順位として1番目に同じく医療従事者等、2番目に65歳以上の高齢者、3番目に基礎疾患を有する者、4番目に高齢者施設の従事者、5番目に60歳から64歳、6つ目にその他の者という形で優先順位を定めております。その中で1番目の医療従事者等においては、県において実施してございますので、宜野湾市が実施している予防接種においては高齢者の65歳以上から始めてございます。今現時点で議員の皆様も御承知のとおり、4月12日から約2万1,000名の高齢者に対して接種券を郵送し、5月9日に集団接種1回目を行ってございまして、今現時点では65歳以上の者を接種している状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。

もう一度確認しますが、今認可保育園、公立保育園、また幼稚園、小学校教諭という関係のところの接種はやっていないということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 基本的に65歳以上の方に関して接種券等を郵送してございますので、今回の陳情に上がったような形の保育所等だったり、学校職員等においては、今現時点では接種券等を交付してはございません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 次に、2のほうを確認させてください。各園にPCR検査キットの配布、または無料PCR検査の継続をお願いいたしますとありますが、同じように保育所、公立、認可も含めて、もしくは学校職員、幼稚園も先生方も、今PCR検査というのは実質的にはやっていますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 保育施設等の職員に対して、内閣官房のモニタリング調査というものがございまして、6月と7月の2か月にわたって1人当たり3回のPCR検査を行う予定となっております。まちまちなのですけれども、実際始まっている保育所もございまして、それに対応していただいているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今のものは、モニタリング調査に関しては、保育所、学校教諭も含まれていますか、参考までに。これは保育所のみですか。それと幼稚園までとか。そういうふうなもう一度確認をしたいと思います。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 すみません。こども企画課のほうで把握しているのは保育所、あと学童。ごめんなさい。学童はちょっと対象外でした。申し訳ないです。未就学児が対象となっておりますので、未就学児を保育している施設が対象となっております。教育委員会は教育委員会でもた別でという可能性はありますけれども、幼稚園は入っております。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 学校PCRの部分に関しましては、新聞報道等であったような形で、学校PCR支援チームというところが県対策本部のほうに設置されておまして、陽性者等が出た場合には直接学校のほうに連絡が行って、PCR検査を行うということでお聞きしております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、今認可外さんからこういう要望が来ていますが、PCR関係も認可外に対して、多分本土では認可外というのはほぼないので、沖縄に関しては認可外がどうしても40%ぐらい、保育所の40%ぐらいが認可外かなと思うのですけれども、ですからPCR検査を認可外まで適用することはできないのかどうか、その点は情報入っていませんか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 今回PCR検査は、認可外も含めた施設全体となっておりますので、認可外も申請していただくという形で実施はしております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 うちの家内が保育士しているので、PCR検査を今日やっていたけれども、あと2回あるのだなというのが分かりました。こういう情報が多分認可外のほうも申請主義だと思うのですけれども、情報が入っていないのかなと、この時点では。6月9日の時点では行っていないのかなと思ったものですから、確認をさせてもらいました。利用できる、対象にはなるよということで理解をしたいと思います。よろしいですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 今回の要請のものにつきましては、定期的な今回は3回です。内閣官房のモニタリングは3回になりますけれども、それ以降は県の強化事業を活用して、行政検査の範囲にこの保育士等の職員も含めるといことで、県が国と調整していただいて、厚労省の感染症法に基づく行政検査の対象にするといことで来ておりますので、7月終わって、それ以降も定期的実施する予定ではございます。今回要望の中には、この定期的なものは分かるのですけれども、実際に感染者とか濃厚接触者が出た場合に、キットを置いておけば自分たちですぐにできるのではないかという要望もあると伺っておりますので、定期的な検査については今現在対応できる状態になっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後に確認をさせていただきます。徐々に認可外のほうにもこういうふうな手が差し伸べられているということを聞いて安心しております。

もう一回1番に戻るのですが、これは認可園、公立園、さらには学校の先生方、幼稚園もそうなのですが、ワクチン接種に関して、これは教育委員会からそういう要望とか、また認可園の保育連絡協議会があるのだと思うのです、園長会が。そういう園長会からの要望とかいうのはないのですか。先に接種をさせてもらえませんかという要望は。参考までにお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 今回認可外の園長会からは、文書でもって市にも同様の要請がございました。認可園の保育所、園長会からは口頭ではございますけれども、優先接種の枠に保育士を入れていただきたいというような要望はございます。

○山城康弘 委員長 どうぞ。栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。伊波委員とちょっと関連するのですが、このPCR検査の継続についてただいま説明がありました。モニタリングで3回までの検査対象となっているといことで、その後は行政検査で国のほうでも実施する方向で進んでいると確認しましたが、例えばこのPCR検査キットに対して、通常の価格が1万1,000円とちょっと聞いているのですが、その辺の確認をちょっとさせてもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 栄田委員の御質問にお答えいたします。多分これPCR検査の件に関しては、民間の機関が実施している部分に関しましては複数の箇所がございまして、たしか県のほうは8,000円補助して、自己負担をそれぞれの検査機関のほうで聴取しているやっている部分がございまして、6月8日時点の県のホームページにあるPCR希望者検査の申込み方法と同様で6か所がございまして、その中で検査費用に関しましては2,000円から8,500円までございますので、それぞれの価格が恐らく設定されているかと思ひます。基本的には、希望者の検査の部分に関しましてはおおむね2,000円と2,500円の範囲内で、おおむね2,000円のほうが多いような形で措置されているかと思ひます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○**柴田直樹 委員** ありがとうございます。ちょっと情報によりますと、先ほど県で実施する方向となっているのですけれども、県と市町村で2分の1ずつの負担で今後やっていくというお話もちょっと情報で入ってきたのですけれども、その辺に関して確認していいですか。大丈夫ですか。

○**山城康弘 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 当初県の強化事業の中で、市の保育士が先ほど言った行政検査の対象ではなかったものですから、介護従事者と、あと障害施設の職員が行政検査の範囲ということで、県と国の2分の1ずつの負担で行うことができました。保育所に関しては、行政検査の対象ではなかったものですから、県が2分の1、市が2分の1を負担して、では強化事業をやっているという話が当初進んでおりました。一旦補正のほうも計上したのですけれども、その後に県と国の調整がついて、行政検査の対象に保育施設の従事者も入れていいのではないかとということで、国が2分の1、県が2分の1という負担の割合で行える行政検査の対象に保育士の職員が入ったという経緯がございます。

○**山城康弘 委員長** 柴田委員。

○**柴田直樹 委員** ありがとうございます。今の説明でよく分かりました。

では、今後先ほどもあったのですが、認可園、認可外もしっかりとこの保育士に対して検査を行える、実施するという認識でよろしいですか。

○**山城康弘 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 定期的な検査のほうについては、今年度はそれでできるということになっております。

○**山城康弘 委員長** どうぞ。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** よろしくお願ひします。先ほど次長からワクチン接種の優先順位について説明がございました。基礎疾患のある方というのが高齢者の次に来るという話ですが、これも市のほうで基礎疾患のある方に接種券を送るのか、それとも送った後に、予約をする方は基礎疾患の人からやってくださいというふうにするのか。基礎疾患のデータというのは、多分市で全部は把握できないと思うのですが、これはどうやってやるのですか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質問にお答えいたします。基礎疾患を有している方の順位の方の接種券の郵送方法かと思いますが、基礎疾患を有する者に関しましては慢性の呼吸器の病気であったり、慢性の心臓病等、あるいは慢性の腎臓病とかかなりの数の記載がある、疾患を持っている方が対象となっております。今現時点では、先ほど申し上げたとおり、7月末日に高齢者の約2万1,000名の対象者のほう、接種率のほうは何%になるかがちょっとまだよく見えない部分がございますが、まずはこの部分を一生懸命やっているところでございます。その後に、その次の接種順位の基礎疾患を有する者になってくるのですが、他市町村の状況を見ると、前もってこの基礎疾患のあるということを市町村のほうに申し立てていただいて、接種券を準備してやる方法と、あるいは対象者、例えば前回65歳以上の方に一斉に送ったものですから、2万1,000名の対象の方々もかなりの数がお越しになったので、例えば64歳から60歳までの方を送って、優先順位を基礎疾患を持っている方を最初に受付して、それ以外の方を受付してやる方法とか、複数種類考えられるものですから、そういった方法も検討しながら、今こういった形で手続ができるかどうかというのは検討中でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 話をちょっとまた戻すのですけれども、今保育園で働く、認可外のというのは優先的にワクチン接種できないかということで職種別に来ているので、なかなかそれは職種別に選んで接種券を送るとするのは難しいのかなと思ったのですが、本市は県の大規模接種センターであるコンベンションセンターが会場になっているという、これは立地的に地の利を絶対生かしたほうが良いと思うのです。というのは、奥武山とコンベンションで接種を予約したら、奥武山は100%埋まったけれども、コンベンションは4割と、そういう話を聞きましたので、ですから必ず市立体育館だけ行きなさいではないですよ。ですから、その申請が隣に大規模接種センターがあるわけですから、もっと早めに接種券というのは送れるし、送っても宜野湾市民ならば体育館に来るのもコンベンションに行くのも一緒ですよ、距離的に。使っているワクチンが使うかもしれませんけれども。それを差し引いても、もっと早めに仕掛けていってもいいのではないかなと思います。ですから、せっかくコンベンションというところで県がやっているのだから、宜野湾市立体育館だけにこだわる必要はなくて、もっと早めに接種券をこういう職である、そしてこういう要請が来ているところもちゃんと考慮してあげて、このコンベンションも選択肢に加えていくということであれば、逆に宜野湾市のほうは県内の市町村、どこよりも先に終われる今環境があるのです。それを使わないと、せっかくの県が設けたものを住民に活用できないではないですか。だから、そこら辺の考え方というのはどうなっているのですか。もし柔軟に対応すれば、これはこの陳情の要望なんてすぐ対応できると思うのです。そこまで話はしていますか。体育館とか市内の病院にちょっとあまりにもこだわり過ぎていて、隣にあるコンベンションは予約が埋まっていない。これは何で使わないのかなと思って。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質問にお答えいたします。まず、沖縄県広域ワクチン接種センターに関しましても、沖縄県においても沖縄県内の市町村の接種率を上げていく、7月末までに高齢者の接種を終わらせるということで、市町村を補完する内容で広域接種センターのほうを設置されております。なので、呉屋委員が御指摘のような形で多様な年齢層のほうにも接種することが可能になれば、当然そういった活用もできるかと思うのですけれども、我々のほうも6月9日から申請が始まってございますので、ホームページ、あるいは各自治会で包括支援センター、あるいは2つの老人福祉センター等にセンター活用ができますよという周知も当然行っております。ただ、やっぱり縛りがあるって、高齢者65歳以上の方という形で、今現時点で沖縄県のほうも対象者のほうを制限してございますので、先ほどから申し上げているとおり、幼稚園の教諭であったりとか学校教諭とかというのは、65歳以上であればいいのですけれども、その対象者にはならないので、今現時点で。なので、その活用というのが今現時点で高齢者、65歳以上の方しかできないということで、当然有効活用は考えているのですけれども、制限がある中で調整をしているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 6月4日の予約自体も1回埋まらなくなってきたではないですか。高齢者に聞いたら、病院がいいとみんな言っているのです。病院の市内接種が始まったり、あとはかかりつけの市外の病院も接種をやっていますから、ですから高齢者はある程度残っている方は病院のほうにシフトしていくのではないかなというのが予測されるので、であればもう少し柔軟に、必ず7月末までに高齢者ということは、市立体育

館はそれでもいいかもしれませんが、あるいはどちらかを優先順位をもう少し早めにやってあげてもいいのではないかなと思うのです。どうしても予約状況というのは見えないですし、ダブルブッキングが多分これからどんどん出てくると思うのです。申込みはしたけれども、キャンセルをしていないというのが。キャンセルの仕方まで最初で紹介していないですし、特に予約した後、キャンセルはできるのですけれども、ネット自体使わない方々。だから、キャンセルの仕方をもっと徹底してもらおうのと、あるいはキャンセル専用の電話回線をつくるのと、そうしていかないと空気がどんどん出てくると思うのです。だから、県とも調整してもらって、これは65歳以上も大事ですけども、もう徐々にシフトしていくのを早めにやっていけば、こういう要請にもかなえていけるのではないかなと思うのです。これは、これからぜひ対策会議等の場で、もっと現場の声というのですか、これをちょっと聞いてほしいのです。特に答弁はいいですので、そういうことで。以上です。

○山城康弘 委員長 次長、答弁ありますか、今の点。ないですか、特に。健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員、貴重な御意見をどうもありがとうございました。広域接種センターのほうが市のほうで運営しているのであれば、そういった柔軟な形のものも可能かと思うのですけれども、今現時点で県内の中で高齢者のほうは既に進んでいるかというところ、なかなかやっぱり進捗していない。ただ、委員がおっしゃるような形で予約のほうもまだ埋まっていないという状況であれば、我々のほうとしてもできれば年齢のそういった条件のほうを緩和していただければ、接種券を早めに送って、選択肢として市立体育館、あるいは個別接種、あるいは広域接種センターのほうの活用は可能かと思うのですけれども、今現時点では高齢者の縛りが県のほうがしてございますので、そこを送ってしまうと、どうしても市立体育館と個別の医療機関のほうに対象者が次に流れていくと。そうすると、また高齢者が終わらないうちになると、優先順位が高い高齢者のほうがまた予約が取りづらくなるということもございますので、県の対象者の枠の拡大とか、うちの予約状況が埋まっていくような進捗等も勘案しながら、次の対象者への接種券の郵送は検討してまいりたいと思います。当然高齢者の県の広域ワクチン接種センターのほうも、そういった宜野湾市のほうに立地しているところも当然ありますし、立地の優位さがありますので、そういったところを当然念頭に置きつつ業務を進めてまいりたいと思っています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 これ提言なのですけれども、ネットで入力するときに整理券番号と生年月日を入力しますので、例えば接種券だけ先に郵送して、ある程度の年齢までは。その入力するときに生年月日ではじくようなシステムに少し改良すれば、例えば高齢者以外の方が接種券を来ても、入力しても入力できないようなものというのはできないことはないと思うのです。接種券があれば、この人は医療機関でもいけるし、だから接種券自体がないかもだから、受けたくても受けられない焦りが出てきているのかなと思うので、もちろん全部に送ринаさいというのではないですよ。ある程度優先順位の方を先に送っておけば、何かというと空気が出てきているのです、大分。その空気が出たときにぽっと入れるような準備だけはしておいたほうがいいのかなと思いましたので。ちょっと外れましたが、そういうことで。これは本当に答弁いいです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう少し。大変重要なことであるということ。これは陳情も議会運営委員会で本当に2日前に取扱いをどうするかということで話し合い、委員の皆さんが宜野湾市の子供たちを預かっている、そ

ういう保育士の園長もしくは団体のものだということで、これは緊急ということで取扱いをしております。皆様のほうにも届いておりますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 6月9日付になっておりますので、その日に窓口にいらしていただいて、受領しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 要請事項が2点、大きく分かりやすく載っております。2点目のほうは、PCR検査はこの最初の答弁のように説明はできると思うのですが、要請に答えていくと、どうにか。でも、職員に対する新型コロナワクチン接種に関しては、皆様方は要請事項に対してどういうふうにお答えをするわけですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質問にお答えいたします。この団体のみならず、今人工透析の患者とか、あるいはタクシーハイヤー協会のほう、人工透析の患者においては透析のほうで週に3日通ったりとかして、感染のリスクが高いから我々のほうにも優先接種を早めにしてほしいとか、あるいはタクシーハイヤー協会さんのほうもエッセンシャルワーカーという形で様々な方を同乗して、業務に従事しないといけないということで、感染リスクが高いというところで要請等も今いただいているところです。ただ、国においては、高齢者の方が感染をした場合に重症化するリスクが高いとして、この優先順位を定めているかと思っておりますので、今現時点では次の優先順位においては基礎疾患を有する者というところのものがございまして、こういった方々のものをどのような形で期限内に接種できるのか、導いていけるかどうか。今こういった形の要請事項は各種団体のほうから、複数の団体から上がっておりますので、このことに関しましても基礎的に定められた優先順位がございまして、そことの整合も図りながら、こういった形がベターなのかというところを勘案しながら進めてまいりたいと思っております。今現時点においては、可とも不可とも言えない形で要請はいただいて、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。感染リスクが高いと、そういう場所からワクチン接種をしていくとおっしゃいましたが、今現在は新聞を見ていると10歳未満とか10代の子供たちが感染している数が増えてきているのが現状なのです。

しかし、保育園、認可外保育園や認可保育園、預かっている子供たちがおります。現状としては、もしそこで濃厚接触者の子供が出た場合には、大急ぎで迎えに行かないといけないという現実があるのです。迎えに行ったら、翌日また保育はできるのです。なぜかといったら、仕事を休めないお母さん、お父さん方がいらっしゃるの、保育の従事者はちゃんとまた翌日は保育をしないといけないという現状があるのです。そして、早めに帰ったその日、濃厚接触者が出たという子供たち、早めに迎えに行ったら、翌日はもう保育士たちはその日のうちですぐに消毒をして、翌日はまた保育ができるような体制を取っているのが現状なのです。ですから、今感染リスク高いと言われますが、保育所こそ感染リスクが高い場所ではないかなと思っておりますので、ぜひ優先順位も大切ではあります。しかし、こういう中で医療従事者、そして介護等の職員も優先的に接種しておりますので、保育士も接種を早められるような体制をしっかりと取らないといけないと今現在思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。確かに今恐らく感染症等の部分、あるいは医療の部分に関しましては市町村において業務がございません。その中でどの部分で実際に発生しているかというのは明確な情報等がございません。ただ、今回第4波に関しましては変異型のウイルスのほう広がっているのではないかと。その影響の中で、子供たちのほうも感染のリスクは、確かに10代とか20代とか、そういった対象者の陽性者という報告も増えているのは実情ではございます。ただ、陽性者が増えているからといって、この高齢者の部分に関しては、昨今の報道とかでもありますとおり、死亡に至るケースとか、そういったところも実情として出てございます。そういったところもありますので、先ほど来申し上げており、国のほうにおいて恐らく有識者等の方々優先順位等も、ある程度こういった方々にリスクがあるのか、あるいは社会的弱者なのかということも踏まえて対応しているかと思えます。

ただ、今回の変異型のウイルスの部分に関しましては、お子さんのほうの感染から保育士とか学校の教員とか、そういったところの陽性につながっているというのも県からの報告ではいただいておりますが、この部分に関しましては先ほど申し上げたとおり、現時点で定めている優先順位の中で、まずは高齢者のほうを終わらせるような形を取りまして、今感染状況、あるいは他市町村の動向等も踏まえまして、優先順位を上げるということは、今定められている優先順位の方々、また下位のほうに行ってしまうということもございますので、その部分をどのような形で整理していったほうがいいのかどうかというのは、65歳以上の終わる前に市としての方向性を検討してまいりたいと思えます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 優先順位も大変大切だと思いますが、やっぱり柔軟に構えていくという体制も必要になってくるとは思いますので、ぜひ本当に大変ですし、この陽性者も本当に鬼気迫ったというか、そういう形で要請書も出ていると思いますので、市の柔軟な体制というのはどうにかやっていけるようにしていただきたいと思えます。以上です。

○山城康弘 委員長 よろしいですか、進めても。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第52号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時11分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時16分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時16分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年6月16日（水）2日目

午前10時00分 開議

午後 2時55分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（5名）

委員長	山城 康弘
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

副委員長	屋良 千枝美
委員	呉屋 等

○欠席委員（2名）

委員	伊佐 文貴
----	-------

委員	宮城 力
----	------

○参考人（1名）

参考人	國場 福太郎
-----	--------

○説明員（11名）

健康推進部長 次	松本 勝利
国民健康保険課 庶務係長	大道 優
福祉推進部長 次	宮城 葉子
児童家庭課 手当一係長	宮平 真碁
学務課 助成係長	松元 典子
宜野湾小学校 養護教諭	島尻 牧子

国民健康保険課 長	米須 之則
国民健康保険課 給付係長	名 幸 仁
児童家庭課 長	浜里 郁子
指 導 部 次 長	川上 一 徳
普天間小学校 教 頭	多和田 一美

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○ 審査順序

- 陳情第 5 2 号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情
- 請願第 7 号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願
- 陳情第 5 1 号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と 18 歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情
- 陳情第 4 6 号 国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情
- 議案第 4 9 号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 宜野湾市民会館舞台機構改修工事請負契約について
- 陳情第 1 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 1 0 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 1 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
- 陳情第 1 2 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 1 4 号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 1 6 号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 2 1 号 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
- 陳情第 2 7 号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 陳情第 4 1 号 令和 3 年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 4 2 号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情
- 陳情第 4 3 号 国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
- 陳情第 4 5 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 陳情第 4 8 号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情
- 陳情第 4 9 号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情
- 陳情第 5 0 号 国立病院への機能強化を求める陳情

令和3年6月16日（水）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

○山城康弘 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。

陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時03分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時04分）

【議題】

陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情

○山城康弘 委員長 陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情を議題といたします。

本件の参考人として、國場福太郎氏に御出席いただいております。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

早速本件に対する説明を聴取して、審査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、國場参考人、御発言をお願いいたします。國場参考人。

○國場福太郎 参考人 おはようございます。お忙しいところ、議会のほうにも緊急的な対応を図っていただきまして、ありがとうございます。陳情ということで、要旨を述べさせていただきたいと思っております。

私は、市内の認可外保育園の連絡協議会で会長を務めております、真志喜にありますはぐくみ保育園の園長をやっております國場と申します。どうぞよろしく申し上げます。要旨につきましてですが、今回一番保育園の現場で危惧しておりますのが、10歳未満の子供たちや10代の子供たち、若年層に感染力が強く、広がっているという変異株ウイルスであるということが一番怖いなというふうに思っているところで、小学校が緊急事態宣言に伴いまして休校措置を取られたことから、未就学児を預かる保育施設としましては、そこで働く職員や預ける保護者さんにも相当のストレスがありまして、現場ではどきどきしながら対応しているの

が今の状況です。

そこで、今回ぜひ市としては医療従事者や介護従事者と同等に、この緊急事態宣言が発令されている中でもお仕事を休まれることが難しい保護者の中では、保育園に預ける子供たちの家庭自粛の効果というのなかなか進まない状況ですので、2点ほど市として対応していただけるようお願いしたいと思っています。

1つが、保育園の職員に対するワクチンの優先接種です。2つ目が、PCR検査、これが今現在実際認可外保育園では今日現在で恐らく2回ほどは休園している状況です。保健所が今機能していなくて、濃厚接触者の指定を中止していたということからも、現場の園長先生はそれぞれが自分たちで病院を探したり、保護者にPCR検査の案内をしたりなど、去年の今頃の対応と全く元どおりになってしまっていて、行政の担当課との指示、連絡系統が全く機能していない状況です。せめてPCR検査を無料で受けられるような仕組みづくりをちょっとお願いしたいと思ひまして、2つ目は無料のPCR検査の取組についてでございます。以上です。

○山城康弘 委員長 それでは、陳情第52号に対する質疑を許します。栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしく申し上げます。ちょっと確認させていただきたいのですが、記のほうの2番、PCR検査継続についてなのですが、各園にPCR検査キット配布、または無料PCR検査の継続をお願いいたしますとあるのですが、この継続という部分で、これまでPCR検査が行われたのか、その辺についてお伺いしてよろしいですか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 まだ実施はされておりませんが、国のPCR検査のモニタリング事業という御案内がありまして、それが6月、今月と7月、2週間か3週間ごとに保育園の職員に対して無料で検査を行うという事業が行われる予定だそうです。私はそれに申し込んでおりますが、まだ当局のほうから御案内がない状態なのですけれども、聞き及んでいるところでは、この7月までしかやらないこの無料検査が、果たして継続されるのかが分からない中では、それ以降コロナが今収束するのかが分からないので、その後保育園のほうで検査を受けたいときに受けられるという環境が継続していただければという趣旨で、モニタリング事業が終わった後のことを検討していただきたいというのが内容です。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。内閣府のモニタリング調査だと思うのですが、その部分で今6月、7月に行く予定ということで、今後その後の継続という部分が必要になってくる保育関係の部分だと思いますので、その辺の確認をさせていただきます。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 おはようございます。今日はありがとうございます。幾つか確認させてください。

職員というか、私立保育連絡協議会の認可外の先生方と、そこで働く職員の方、およそで結構なのですが、会長が把握している人数があれば、その対象になる人数は何名ぐらいでしょうか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 ちょっと職員の人数まではおおよそでもよろしいのであれば、今実態は分かりませんが、市内には認可外保育園が22施設あります。また、同じ認可外保育園でも内閣府の企業主導型保育園というのがありまして、こちらの認可外保育園の数はたしか8園ぐらいだったと思うのです。当協議会

加盟園は今15園なのですけれども、今年度。例えば協議会加盟園だけでなく、認可外保育園全部だとすると22か所、この22か所に1施設どのぐらいの職員がいるかは園によって様々です。例えばその園長や事務員とか調理師とか、そういった関係する方々を含めて多分8名ぐらいを平均として考えたときに、掛け算で二八、十六で160名、150名か160名か、200名はいかないのかなとか、すみません。ちょっと積み上げた計算はしていませんが、多分そのぐらいの人数が対象になるのではないかなとは思っています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 160名から200名ぐらいの間なのかなということで、もちろんそれは大体の人数ということで。あと、例えばお子さんの登園状況というのは、これも例えば全体でなくても、先生の園だけでもいいです。例えば100%、90%、50%とした場合は、現在どれくらいですか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 うちのほうでいうと、休校措置が出た6月8日まではもうほぼ100%登園している状況でした。県の緊急事態宣言が出ているところでは全然変わりませんでした。休校措置の8日以降の1週間目ぐらいまではあまり変わりませんでした。市長の名前でまた家庭自粛の要請通知文書を出した後に、当園では利用希望調査という形で何月何日に利用しますかというのを保護者さんをお願いしたところ、若干減り始めまして、実際に利用するというのが分かったところで、今は恐らく半分ぐらいにはなっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 緊急事態宣言の影響ではなくて、例えば小中学校、高校の休校措置に関係して市から要請が出て、その人数が動いたという形だということで理解してよろしいですか。

あと、これも分かる範囲でいいのですけれども、大体どれぐらいの園で、お子さんから陽性者が出ていますか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 順番からいいますと、もうほぼ園児が陽性になっているのが今実態なのですが、順番からいいますと、家庭内のほうでまず親御さんのほうから陽性になって、登園利用している子供は濃厚接触者の状態からスタートしています。なのですが、御家庭ではやはり恐らくマスクで過ごすということがないと思いますので、ほぼ家庭内で一緒に過ごしていると陽性という形は多い傾向に見られます。なので、今子供たちにもやっぱり感染している実態が、今休園している2か園ともあります。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。緊急に議会に上がってきましたので、少し確認を一つ一つよろしくをお願いします。

まず、確認だけなのですけれども、宜野湾市私立保育連絡協議会と宜野湾市の認可園の協議会の違いはどこですか。名称が違うのですか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 認可園の園長会は、市内の認可園の協議会だと認識しています。当方は、民間の保育園でつくる認可外保育園の園長の集まり、代表者の集まりの協議会です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。宜野湾市私立保育連絡協議会とあるので、認可園も私立と皆さ

んいうものですから、その点確認だけさせてもらいました。

それと、先ほどありましたけれども、協議会の加盟の団体というか、國場さんを中心にされている情報交換している団体は、もう一度お聞きしますが、何園ですか。というのをもう一度。全体は22園ありますが、そのうちの加盟は何園か、もう一度お願いします。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 私立保育連絡協議会というのは発足が恐らく14～15年前、結構長い歴史があって、私の先輩方が最初につくられていて、認可保育園の私立保育園というのも委託で社会福祉法人さんでというところでは理解しておりますが、あくまでも民間として私立の保育園ということで名前を認可外保育園という書き方でなくて、私立保育連絡協議会というふうになったとお聞きしています。

当協議会は、主に市内の認可外保育園の現場の状況を横のつながりを持って情報交換したり、市役所等への補助事業ですとか、そういった研修事業ですとか、そういったところへの連携に取り組むために団体として、組織として活動している協議会です。先ほど市内には22施設ありますが、加盟園は昨年度までは17園ありました。今年度は15園になったという形では年々減っています。加盟園が減っています。認可外保育施設の22施設自体も減ってきている状況です。というのは、それぞれの認可外保育園さんの運営状況にもよりますが、子供の数が少なくなってきたとか、保育園児を預かるにしても、やっぱり待機児童の多い赤ちゃんばかり、ゼロ歳とか1歳とかという赤ちゃんたちを預かる施設が多かったり、ですがそこでは保育士さんが必要なのですが、保育士を確保するのが大変で、これ以上はやっていけないというようなところでは年々閉園するという園の実態があります。ということで、去年まで保育園を運営していた2園も今年閉園するというので、今15園、加盟自体は15園です。残りの園のほうにも加盟して一緒に協力していきましょうというふうな声かけは毎年やっております。その辺はもうそれぞれの園のお考えがありますので、協議会として団体でこういう陳情活動をしているところで、市内のほかの認可外にも恩恵があってもいいのではないかなと思いつつながら、我々協議会はこの活動を行っております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。地域の児童福祉の拠点として大変頑張っているのはよく存じております。特によかったのは、22園中7割が加入して、意見交換して、情報交換して、またみんなでも動いているというのがよかったかなと思います。

次にもう一つ行きます。先ほどもありましたけれども、宜野湾市も接種の順位を決めて、特に高齢者が65歳以上の方がかかった場合のあまりにも重症かつ熱が高いということで、国も接種順位を決めてやっているということが当局のほうからも説明がありました。あと、小学校、幼稚園、認可保育園、公立保育園等の教諭、保育士さん、また中の職員の関係者の皆さんにはどのような状態ですかということを確認させていただきました。今のところ、認可保育園との連絡協議会というのは園長経由ですか、そこからは國場さんのような文書を要請は届いていないというお話も今聞いております。説明されていまして。口頭での要望はありましたけれども、まだ文面にはなっていませんというお話も聞いております。

そういうのを一つ一つまた加味して、この職員に対するワクチン接種は本当に多くの皆さんに受けていただきたいのは、議員一人一人皆さんそう思っています。これに関しても、なぜ遅いのだとか、なぜ学校現場の先生方が打っていないのかとか、いろいろ当局に細かく昨日聴取しました。それを踏まえて、今日は國場さ

んに足を運んでいただきましたけれども、またこのワクチン接種をやるということは大変重要だというのは分かっておりますので、それも前向きにまたこちらもしっかり進めてまいれたらいいのかなと思います。いろいろとまた御意見、もう一度お聞きするかもしれませんが、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 ありがとうございます。園の園長との情報の交換の中でも、今回こういう要望をお願ひするに当たりまして、一応念のためこれは協議会の意向としては全会一致でということでは出しておりますが、ただワクチンというのもやはりいろいろと個人の考え方がありますもので、これはこれで一応今コロナに対する予防としては一番ワクチンというのが言われていますから、お願ひしますが、あくまでも個人の判断で打つということでの下地で話はして、今要請している状況です。なので、全員が受けるかといったら、そうではないよ、必ず強制してワクチン受けなさいよということではないという状況で一応今来ております。

ただ、それでもやっぱり中には早く打って安心して職場で仕事ができるようにしたいとか、家族のためにも自分がこういうリスクの高い保育現場で仕事をしているというところでは、やはり打ちたいという方も実際にいらっしゃいますので、そういう部分では拾い上げて、きちんと行政、市のほうにも対応をお願ひしないといけないかなと思ひまして、ワクチン優先接種をお願ひしているのが趣旨です。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今國場参考人がおっしゃるとおり、希望したということと、あと国の定めた順番とかあるものですから、そこで接種券の問題とか、あとは希望者とか、例えば仮に優先的にできる場合の希望者の調査等、市内市外、その所在地を把握しないと、また例えば隣の市から来た方の報告をちゃんと市のほうにやるとかになるので、ですからもしそういうふうな場合に希望調査、要はワクチン接種するしない、あとは住所とか、そういった基本情報とかを確認して、それを市に提供するということはお話は済んでいらっしゃいますか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 そういった必要な名簿の提出ですとか、やはりそういうことには皆さん協力してやっていこうというふうな話はしております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 その点だけ少し気になったものですから。実際にそういうところまで確認済みならば、逆にほかのそういう優先接種をするところのモデルケースになるかもしれないので、大変参考になりました。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 大変御苦労さまです。感染者のほうがかかなり低年齢化してきていて、保育園でも本当に感染リスクが高いのではないかという懸念がありますが、園長先生おっしゃったように、やっぱり感染者が出ているということがあって、2園が休園している状況があるとおっしゃっていましたが、やはり各園に濃厚接触者であったり、感染者であったりという、身近にそういう家族がいるというのはあるのですが、そういうときには保育園のほうはどうしてもこの子供たちを預からないといけないということで、保育園を

運営していかないといけないというのがありますが、そういう場合、もし感染者が出た場合の対応というのはどういうふうになさっているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 先ほどお話ししたように、保健所さんのほうがちょっと実態は分かりませんが、ある方からお聞きしたら、保健所さん、中部地区の管轄の保健所、15名の職員でやられているというふうなことも聞いておりますが、それでもやっぱり保健所さんのほうが逼迫していて、今濃厚接触者の調査も行わず、陽性になった方に可能性がある人には自分で通知してくださいねというような実態があるようで、そうするとやっぱりもうやらない保護者さんや、やらない方とかというのは実際いらっしゃるわけなのですが、各現場の園長先生はまずPCR検査を受ける実態、自分の周りで陽性があった、濃厚接触者と思われるのであれば、まず園のほうに報告してくださいねというのは常々伝えてあります。本人からの連絡がない限りには、どこからも情報が入ってこないということは通知文書やそういったところでもお願いは、僕の園ではしています。やっているのですが、やっぱり保健所から連絡が来ないので、そんな大ごとではないのかなと思っていましたとか、ちょっとやっぱりのんびり構えられている保護者さんは実際いらっしゃって、そうすると検査したけれども、陽性だったのですと急に報告が来る場合があるのです。そうしたら、その間開けていますので、タイムラグというか、もうちょっと早く言ってくださればというような状況ではちょっと大変といたしますか。そこから保健所からの連絡がまだないですとか、病院のほうからの陽性ですという連絡があっただけで、例えば14日間隔離してくださいとかという本人には指示があるみたいなのですけれども、そうすると私の子供も濃厚接触者でしょうかとか問合せが来るものですから、そこで園長先生が担当課のこども企画課のほうにも一応報告はしますけれども、こども企画課さんのほうも陽性になったので、14日間停止ですと基準の案内はしてくれませんが、病院とかPCR検査の案内まではやっぱりしていただけないので、僕らのほうでは中部地区医師会の問診アプリというのがありまして、これで濃厚接触者ですとか感染者と接触しましたかというのをいろいろ入れて、咳ありますか、熱ありますかとかというのが自動でやるものがあるのをやったらIDが発行されて、このIDを持って病院、協力機関に行くと保険適用できますよとかという案内もしたり、あとは県のコールセンター、相談センターの電話番号をお知らせして、保育園で陽性者が出たのですが、自分たちの子供は無症状ですけれども、無料でPCR検査を受けられますかとかというのはご自身で聞いてくださいとか、それでも全保護者に対してそういう対応は園がしなくてはいけない状況で、これでもう1日というか、2日といたしますか、ずっとこの対応に追われるような状況になっています。

ここで今申し上げるのは違うのかもしれませんが、昨年同じようなコロナに対しての要望で、例えば行政職員の方でコロナの対応を指示、指導していただきたいということでは、体制フロー図とか、連絡体制図を担当課のほうで作成して、分かりやすい基準をつくっていただいたという経緯ではすごくありがたい状況がありました。ですが、そのとき同じように例えば看護師さんの配置ですとか、コロナに対して宜野湾市で集約して情報管理できるような担当者を配置していただきたいというお願いを同時にしたのですけれども、今まさにそういう担当職員がいてくれたらありがたいなというふうに思っています。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。本当に御苦労がうかがえることができますが、万が一こういう園のほうに子供たちの濃厚接触者が出たということで、やはり早めに閉めないといけないという状況があ

りますが、認可園のほうではすぐに園の消毒活動とかも始めておりますが、そしてまず消毒活動を始めて、翌日からまた開園をしていくという状況がありますが、認可外のほうではそういう指導というのはどういふふうになさっているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 國場参考人。

○國場福太郎 参考人 これは、恐らく宜野湾市のほうの独自の取組で、評価されていいと思っている、私個人的には思っているのが、他市町村さんでは濃厚接触者が出ていても休園しないでそのまま開けていいよという状況なのです。ただ、宜野湾市さんは認可園も認可外も学童クラブも、1日は消毒のために休園しましょうというのを保護者向けに、職員向けにもちゃんと通知してくださっていますので、その辺はともありがたいなと思っていて、認可外のほうでもそういう濃厚接触者が出た場合はまずは早めのお迎えをお願いして、翌日は臨時休園、1日消毒のためにということで、職員総出で消毒活動をしています。そういうような取組が行われております。ただ、清掃業者というか、クリーニング業者の案内、手配までは昔ちょっと要望がありましたが、やっている園もあれば、独自に自分たちで消毒をやったり、その消毒の内容は現場それぞれの対応になっている状況です。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 普通に子供たちを預かるという立場ですので、大変御苦労があると思います。やはり保育園の保育士の優先順位を早めにしていただければということも私も思いますが、そういう意味でまた大変だと思いますが、市のほうも柔軟に構えるような形を取っていただければと思っているところでもありますので、ぜひまたこの時期をしっかりと乗り切って、また頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 何かございますか。進めてまいりましょう。よろしいですか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時36分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時36分)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第52号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時36分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

○山城康弘 委員長 次に、請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願を議題といたし

ます。

まず、多和田教頭、そして島尻教諭、今日は本委員会のためにわざわざ来ていただいて、本当に感謝申し上げます。この請願に関しては、過去に当局からの聴取、そして請願者の聴取、紹介議員の聴取を経て、委員から現場の実施状況をしっかり視察したいという意見もありましたけれども、今回のコロナ禍の中でなかなか実現できなくなってしまった。最終的には、実施した先生たちの意見を直接聴取して、この請願をしっかりと審議していきたいという意見がございましたので、こういう形になりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、多和田教頭、自己紹介も含めて一言お願いします。

○多和田一美 教頭 おはようございます。私は、今普天間小学校の教頭をしております多和田一美と申します。2年前まで大謝名小で教頭として勤務していました。よろしくお願いいたします。

○島尻牧子 教諭 おはようございます。現在は宜野湾小学校の養護教諭をしております島尻牧子と申します。私も多和田教頭と同じく2年前まで大謝名小のほうに勤めておりました。よろしくお願いいたします。

○山城康弘 委員長 よろしく申し上げます。 それでは、質疑に入ります。栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしく申し上げます。今日はお忙しい中、本当にありがとうございます。

先ほど2年前まで大謝名小学校にいて、フッ化物洗口に取り組んでおられたということで、少し確認させていただきたいのですが、この大謝名小でフッ化物洗口に取り組んで、これまで何年になるか、ちょっとその辺お伺いしてよろしいですか。

○山城康弘 委員長 手を挙げて。多和田教頭、どうぞ。

○多和田一美 教頭 何年から取り組んでいるかというのは、教育委員会からの聞き取りも終えて、また改めての質問ということになりますか。

○山城康弘 委員長 そうですね。確認しながら進めていきたいということで。

○多和田一美 教頭 平成29年1月からの取組です。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 フッ化物洗口に使用する液があるかと思われませんが、それを希釈する必要があるかと思うのですが、どのように希釈されているか御説明いただけますか。

○山城康弘 委員長 島尻教諭。

○島尻牧子 教諭 歯科校医の神下先生が朝学校にいらして、直接学校のほうで希釈をしていました。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。歯科校医の方が希釈されて、安全性を保ってやられているということで理解してよろしいですか。これまでフッ化物洗口で大謝名小において事故など、問題点などがこれまで保護者からそういったことが寄せられた件数はありますか。

○山城康弘 委員長 島尻教諭。

○島尻牧子 教諭 平成29年、平成30年度においては、特に保護者からの問合せ等はありませんでした。ただし、特別支援学級の子たちで、あまりぶくぶくうがい上手にできない子たちが誤って飲んでしまうということは2～3件ありました。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○**柴田直樹 委員** 今ちょっと誤飲があったということで認識しておりますが、その辺に対しては健康被害などについては問題ないという理解でよろしいですか。

○**山城康弘 委員長** 島尻教諭。

○**島尻牧子 教諭** 1回分を飲むには大丈夫で、歯科校医の神下先生が常にフッ化物洗口がその日終わるまで、終了までは学校のほうにいますので、すぐに対応していただいて、保護者のほうにもそのときにすぐに一報は入れておきました。

○**山城康弘 委員長** 柴田委員。

○**柴田直樹 委員** しっかり医師の判断において、保護者に連絡して連携を取って対応してということで理解しました。以上です。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** すみません。ちょっと先ほど柴田直樹委員の質疑で、開始時期の件の確認がございましたが、資料を教育委員会から頂いておりますので、それと比べると、教育委員会のほうからは平成30年1月というような資料が出ているのです。ですから、もしかしたら言い間違いがあったらと。もう一度正確に、これ記録を取りますので、年度ではなくて、何年で言ったほうがいいわけですから。

○**山城康弘 委員長** 島尻教諭。

○**島尻牧子 教諭** 平成30年1月です。失礼しました。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** あと、先生方に対する負担というのはないものだとということで理解をしておりますが、その点に関しても実際現場の先生方の負担というののどのよう感じられているのか、その点をちょっとお願いいたします。

○**山城康弘 委員長** 多和田教頭。

○**多和田一美 教頭** 現場の教員の負担でいきますと、養護教諭は朝の準備から片づけまで関わりませんので、養護教諭も朝の時間帯、子供たちの対応に当たることができませんでした。保健委員の子供たちが運ぶという仕事はしていました。だから、その保健委員の6年生の指導は養護教諭でやりますけれども、小学校では朝の時間から登校時につまずいたとか、体調が悪いとか、子供たちの関わりに養護教諭は時間が必要ですので、それに当たることができていました。ほかにもあったら後でまた聞きたいと思いますが。

担任の負担でいうと、やるべきことがはっきり決まっていますので、それほど負担はありませんでした。ただ、時間的なことでいうと、1週間の平日5日間、朝の活動の時間があるのですけれども、ここで曜日ごとに朝会の日であるとか、国語ドリルをしましょうとか、学校全体で週時程とって朝の活動をやるべきことを決めています。その中で5日間のうちの1日はフッ化物洗口に充てることになったので、平成29年までの朝の活動の1つを削ることにはなりました。削ったものがドリルだったのですけれども、この学習面のドリルを昼に充てよう、昼に持っていこうと、このように週時程の計画、1週間の計画のやりくりについての話し合いをしたり、それからフッ化物洗口を行った朝の時間、1校時目は体育をしないということにしましたので、時間割上でここにはどの学級も体育を入れることができません。ということは、時間割編成の工夫についての話し合いも必要でした。いろいろなこういうことが前もって、先ほど平成30年1月に始まったのですけれども、その1月から始まった中でどういうやりくりが必要かというのを平成30年度、平成30年

4月からの学校の計画に盛り込んでいくことができたので、その話し合いについては負担と言えば負担だったかもしれませんが、ほかにも次の年に向けて取り入れていくものについては話し合うべき時期なので、大きな負担ではなかったと思います。

私が申し上げたいことは、学校現場では管理職、それから担当する養護教務だけでなく、教職員全員が理解をして、そして話し合いに加わって、そうやって自分たちが話し合いに加わることで安心して進めたので、負担がなかったのだと思います。もしこれがそういう前準備もなく、話し合いもなく進んでいたら、気持ちのほうに負担が残ったと思うのですが、時間的な負担でいうと前もってのやりくりの話し合いができたので、大きな負担なく進んでいくことができたのは、全員の理解があった上で進んだからだと思います。すみません。長くなりました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 洗口する前に希釈する作業、こちら確認のためにその希釈するのはどなたがやっているかということだけ教えてください。

○山城康弘 委員長 島尻教諭。

○島尻牧子 教諭 歯科校医の神下先生がやっていました。フッ化物薬剤も歯医者の方で保管していて、その日に持ってきて、保健室で希釈という方法でした。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 保管に関しては歯科医院の方でされて、希釈するときはその歯科医の先生が学校に来て行っていたということによろしいですね。

最後にお二人にお伺いしたいのは、以前大謝名小学校で子供たちのために一生懸命お仕事をされて、そしてまたこの中の活動をされていました。今それぞれが違う学校に赴任されていますが、保護者の理解とか、あるいは生徒の理解があれば、同じようにまた今いらっしゃる学校でも導入したいということ、私見で、個人的な考えで結構ですので、それはやっぱりやってみたいなという気持ちはお持ちでしょうか。お二人にちょっとお聞きしたい。

○山城康弘 委員長 多和田教頭。

○多和田一美 教頭 私は、これやっていきたいとかやっていかないという話にはできないと考えています。ただ、この取組はいい取組であって、導入していくのであったとしても、施設的な問題がありますので、例えば全員でやるのに蛇口は足りているだろうかとか、スペースは大丈夫だろうかとか、歯科医の方が時間的にも関わってくださるのだろうかとか、そういう条件的なものがそろった上で、いいものであれば話し合いの下で決めていくべきものだと思いますが、なので私的な考えは今申し上げることはできない。よろしくお願いいたします。

○山城康弘 委員長 島尻教諭。

○島尻牧子 教諭 私も多和田教頭と同じ意見です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 大変お忙しい中、ありがとうございます。私のほうは、文章の請願の中に、こちらのほうでは学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願ということが上がっているのを見ているのです。その中で、やっぱり学校は教育の場であり、学校においては虫歯予防のための歯磨き指導と食習慣、そして

食教育などの指導を強化すべきであるというふうにうたわれているのですが、私も学校現場のほうで虫歯予防のための歯磨き指導というものはあったほうがいいのではないかなと思える部分があるのですが、歯磨き指導のほうは学校現場ではどういう形で行っているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 島尻教諭。

○島尻牧子 教諭 大謝名のほうでは、週時程のほうに給食後の歯磨きが設定されていたので、給食後、各教室で行っていました。現在は、多分どこの学校もだと思えるのですけれども、このコロナ禍で今は実施している学校は多分ないと思います。本校も去年からやっていません。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 今コロナ禍の中で歯磨き指導が少しおろそかになっていることと、できないという状況があるということですが、今まではそういう学校全体で給食後の歯磨き指導はあったということでしょうか。

○山城康弘 委員長 島尻教諭。

○島尻牧子 教諭 全部の学校がやっているかどうかは分かりませんが、前任校においてはやっていました。

○山城康弘 委員長 多和田教頭。

○多和田一美 教頭 全部の学校では分かりませんという話がありましたが、やはりこれも施設面のことで、時間の取れる取れないの1日の計画にもよると思うのですが、やったほうが良いというのは教職員みんな思っているのですが、やはり一番ネックになるのは蛇口の数なのです。限られた時間でたくさんの子にさせたいと思ったときにそれができないので、学校によっては歯ブラシを使うと時間がかかるので、ぶくぶくうがいはさせまじょうとか、または時間も給食後に限らず、その後の昼休みも使うことにしまじょう。そうすると、時間差でたくさんの子ができると。このようにできる限りさせたいと思いつながら、それがかなわない学校というのも市内にはかなりあると思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 陳情には、フッ化物洗口の効果については賛否両論あるということを書かれています。やっぱりそういうフッ化物は薬物であるという捉え方をしている先生方もいらっしやいますし、そういう形でやっぱり学校現場には医療行為を持ち込むという懸念があると思うのですが、そういう見解はいかかなもののでしょうか。

(「今の御質問は、効果があるかということですか」という者あり)

○屋良千枝美 委員 効用について、フッ化物洗口の効用について賛否両論、これは薬物であるからやらないほうが良いという、そういう中でまた逆に推し進めていきたい。大謝名小学校のようにモデル校の形でフッ化物洗口を推し進めておりますが、そういう形の中でこういう反対の意見というのはどのように考えているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 多和田教頭。

○多和田一美 教頭 効果などは現れているものもあれば、まだ現れていないものもあると思うので、これは資料が提供されていると思いますので、そちらを御覧になっていただきたいのですが、その反対意見に対する考えということになると、大謝名小では宜野湾市の市教委の事業をパイロット校として引き受けて担っ

ていたということなので、この事業というのは大謝名小が取り組んだことというよりは、市教委の取組を進めていく。その市教委の取組というのは、宜野湾市の健康問題に関することで、市民サービスの一環として進めていこうというものを宜野湾市立学校として担っていたと考えておりますので、だからその反対意見について大謝名小の側の意見というのはお答えできません。個人的には、これはいいものだろうか、悪いものだろうかと考えることはたくさんありましたけれども、大謝名小で取り組んでいるものとして賛成だから取り組んでいました、反対だから取り組んでいませんということではないと思うのです。だから、それはもしお聞きになるとしたら、市の教育委員会にお聞きになるほうがいいかと思うのです。よろしくお願ひします。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。私のほうも大謝名小学校を視察するなどしまして、学校現場を見た経緯がありますが、やはり学校歯科校医の先生が一生懸命に子供たちのフッ化物洗口の取組を進めているということで、本当に大変だなと思いながら話を聞いておりましたので、そういう形でもこれは導入したほうがいいのか、それよりも一度危険性なども、すぐに情報も入ってきたりするものですから、そういうのも考えながら推し進めるのを少しストップしたほうがいいのかというのを戸惑いながら、気になる部分もあるものですから、質疑をしております。本当にありがとうございます。今後もまた私も勉強しながら、こういうことを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変今日はありがとうございます。宜野湾市で、大謝名小学校でまず始めたということで、それを受けてまたこういうような請願が宜野湾市議会に出てきております。2019年、2年間にわたっていろいろな方から状況を聞きながら、現場視察しようとしたらコロナ禍になりまして、現場を私も見せてほしいということで要望させていただいたものであります。

もう一つ確認を、先ほども御説明していましたが、まずこの中では学校の先生方の負担が大きくなるというのがありました。それと養護教諭の負担も大きいのではないかと。だから、大変なのだという声もありましたが、実際はどうなのかと、現場を見に行きたいなということがありましたけれど、もう一度確認をさせてください。まず、先ほどもありました。先生方の負担に対しては、皆さんで話し合いをしっかりと、そして細かくやって、合意の上で、みんなで頑張ろうと、まずやってみようということでスタートしたということで、そんなに負担はなかったというふうに見えていいのでしょうか。まずそれが1つ。

それと、2つ目に養護教諭、島尻さんのほうなのですが、の負担が、急に慣れないことを、最初1か月、2か月は負担だと思いますけれども、これが2年も3年も負担となると、これは精神的に追い詰められるものだと思います。それはどういうふうに、負担感があるかどうか。先ほどの答弁で負担はなかったというふうに捉えてはいるのですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 多和田教頭。

○多和田一美 教頭 負担が全くなかったというところではないです。先ほど私が話したのは、気持ちの上で負担はなかった。学校現場でやはり大人数の中で教育活動を行っていますので、全員の共通理解がない取組はとても負担なのです。やっぱりやる人、やらない人や考えが違っていたら、子供たちの前には立てません。そういう意味で、共通理解をすることができたのは心の負担をかなり軽減することができました。

ただ、先ほどお話ししたように、時間的なことや、それから年度当初の話がありましたけれども、4月には新しい職員が入ってきますので、また新たにほかの学校ではやっていない取組なので、試しにやってみるとか、取り組み方について説明をすとかという、年度初めにはまた共通理解をそろえるために負担はあります。ただ、それが年間を通して大きな負担であったかという、そうは感じていなかったということです。

○山城康弘 委員長 島尻教諭。

○島尻牧子 教諭 では、養護教諭に負担がかかったかということですけれども、先ほども多和田教頭から説明があったとおり、モデル校ということで、歯科校医と今言っていますが、フッ化物洗口における専属の人をということでたまたまなつた方が歯科校医の神下先生だったと聞いています。水曜日の前日の朝の活動で子供たちが19学級分の紙コップとビニール袋と、そういうのを前日から準備します。それを指導するのは私です。翌日の朝、神下先生が来て希釈してという間は、やっぱりけが人、病人、それから不登校の子たちが朝から来ます。私はその対応でいっぱいいっぱいです。子供たちは何をしているかという、保健委員は毎日の日常の委員会活動をしていて、神下先生のほうが全てを担って、希釈から容器に移すことを全てやっていたので、これに対して最初はおっしゃったとおり、ちゃんと容器そろっているかなとか、そういう負担はありましたけれども、だんだん慣れてくるとちゃんと順序が決まってくるので、その後は私のほうは特に負担を感じたことはありません。片づけも全て神下先生のほうがやってくれるので、そういう負担はありませんでした。教室で実際行うのは先生方なので、先生方のほうが最初はやっぱり不安とかがあったのかなと思います。

○山城康弘 委員長 質疑ありますか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の請願第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時23分)

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時23分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国の

ペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度を実現し、子ども医療費無料制度の改善を求める陳情

○山城康弘 委員長 陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度を実現し、子ども医療費無料制度の改善を求める陳情を議題といたします。

まず、事務局より陳情書を読み上げますので、よろしくお願ひします。棚原君。

○議会事務局 タイトルを読みます。コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度を実現し、子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書。陳情者が、子どもの医療費無料制度を広げる沖縄県民の会代表、仲里さんとなっております。

本文を読んでいきます。必要なときに安心して医療機関に受診できることは、子供たちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、多くの沖縄県民の願ひでもあります。自治体による子ども医療費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっています。2019年4月1日現在で中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、通院外来で91.0%、入院で96.8%に達しています。一部負担なし、所得制限なし、現物給付といった完全無料を実現している自治体も確実に増えています。

沖縄県では、子供の貧困率は全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭が格差と貧困で苦しんでいましたが、2018年3月まで現物給付で中学卒業まで医療費無料を実現していたのは南風原町だけでした。

このような状況を打開しようと、同年5月、子どもの医療費無料制度を広げる沖縄県民の会が発足し、県知事や県議会宛ての署名運動が行われ、同年10月、中学卒業まで早期に無料化を求める県議会決議が全会一致で採択されました。そして、2020年11月27日、県は2022年4月から中学卒業まで医療費無料化を発表しました。市町村も改善を進める予定です。

私たちは、玉城デニー県知事による決断や市町村の努力を高く評価し、着実に実施を求めるものです。ただし、まだ県の制度としては償還払い（窓口立替払い）となっています。現物給付への不安材料の一つが、政府によるペナルティ（国民健康保険国庫補助金の削減）です。財政的にも厳しい自治体が多い沖縄県で、さらなる改善を安定して実施するため、少子化対策にも逆行する「現物給付に対する国のペナルティ」全廃が必要です。そして、少子化対策のためにも、18歳までの医療費無料化を国の制度として実施すべきです。コロナ禍の中だからこそ、子供たちの健やかな成長を目指し、子供の医療費無料制度を一日も早く広げ、安定運用するために以下の点について国に意見を上げるよう陳情します。

1、子供の医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は、少子対策にも逆行するものであり、直ちに全廃すること。

2、18歳までの医療費無料化を国の制度として早期に実現すること。以上。

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。分かる範囲内でお答えをお願ひします。

まず、この陳情書の中では、現物給付への国のペナルティ全廃とありますが、ペナルティの内容

はどうなっているのかお聞きしていいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質疑ですが、ペナルティーの内容について御説明いたします。国の補助金が減額となるのは、療養給付費等負担金というものでございまして、平成29年度までは市町村に入ってきたのですが、国保の制度改革によって平成30年度からは県の歳入として入ってくる形になっております。ということで、市町村への影響としては、その減額、ペナルティー分については精算した翌々年度、例えば令和4年度に現物給付を実施した場合については、令和7年度に県に納める納付金に減額分が加算される形で市町村に求められますので、市町村への影響としては令和7年度。金額としては、令和元年度の医療費実績で就学前児童、7歳児から15歳児の医療費をベースに見込みを立てたところ、約750万円の影響額が出ると考えております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 こういうふうに大きな金額のペナルティーがあるということではありますが、これが中学校、来年度は中学校卒業まで令和4年4月から始まるということ聞いております。ここに書いてあるとおりだと思いますが、これに関してはこちらにもまた現物給付ではないというふうに見ているのか。それとも、償還払いでいくのか、現物給付にしていくのか、県からどのような情報が入っていますか。

○山城康弘 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 伊波委員の御質疑にお答えします。令和4年4月から県のほうで通院分の対象年齢を中学生までというふうにする医療費の助成なのですが、どの市町村でも同じような行政サービスを、子供の疾病の早期発見のために、保護者の負担を軽減するために、どこの市町村でも同じ制度を活用できるような形を取るためには現物給付がいいのではないかとということで、現物給付制度を中心に進めるような形を取っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一度先ほどのペナルティーについて確認します。

現物給付制度を統一してやるという方向性が分かりやすい、私もそう思います。ということは、ペナルティーが発生しますよということですか、今の制度では。そういうふうなことで理解していいですか。来年4月からスタートする沖縄県の医療費助成制度に関して現物給付をする。各市町村もする。そうした場合、ペナルティーが全ての市町村に確実に発生しますよ、それが3年後に来ますよということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 現行の制度のままだと、委員おっしゃるとおり、令和7年度からペナルティーを受ける状態になるかと考えてございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 国保制度が県になると、もう準備されていますけれども、今後は県になるということは、県にペナルティーが発生するのではなくて、同じく市町村に今までどおり発生するということなのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 平成30年度から県が保険者に加入していますので、国からの補助金については県に一旦入ってくると。県としてはこの現物給付を市町村が実施することによって歳入が減ってしまうので、その減った分については当該市町村に対して求める納付金に上乘せする形で補填を求めるという形になっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大体分かってきました。もう一つ教えてください。県のほうに今言うようにペナルティーが発生するでしょう。それを各市町村に分配というか、相当分に分けてまた負担をさせるということです。県は国に対してどういった動きをしているか、情報入っていますか。現物給付をするというのは県が言っているわけでしょう。ということは、ペナルティーを覚悟で言っているわけですけども、これを小さな市町村から大きな大都市まで同じようなペナルティー、金額は違うのだけれども、発生するわけだから、県は国に対してのペナルティー見直しを要請している動きとか情報は入っていますか。

○山城康弘 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 今のところは、県から国のほうへそういったような要請をする動きは、ちょっと私どものほうはまだ把握しておりません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 基本的なことで申し訳ないのですけれども、今償還払いですけれども、手元に現金がないと償還払いもできないですし、あればそれは特に困らないわけです。だから、償還払いではなくて現物支給というのは、誰が考えても一番の選択だと思いますけれども、国はなぜ償還払いをやって現物給付だとペナルティーにするという、これは利用者から見たら全く逆行しているということの国の根拠は何を持ってペナルティーを出すということをしているのかが、逆に言うと国の考え方としてどうなっているのかということをちょっと教えてもらいたいです。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質問にお答えいたします。まず、そもそも医療費助成制度に関しましては、一部負担金というのが定められています。なので、定率負担金の一部負担金を本来求めるものという形になっておりますので、それ補完する形で地方単独事業としてこの医療費助成制度というのが自治体の給付事務として出てきております。なので、本来一部負担金が発生する前提に立っていますが、特に現物給付においては一時的な負担も生じない形になるので、よく言われるようなコンビニ受診とか、そういったところも影響されるので、実施している市町村と実施していない市町村では差が生まれると、医療の受診の機会のことです。なので、そういったところと、実施していないところとしていところでアンバランスを整えるために、国の負担金を減額して交付するようなシステムになっております。なので、一旦償還払いをすると、立替払いで受診抑制のシステムが結局働くという形でペナルティーはございません。ですが、現物給付することによって受診の機会が抑制されるたがが外れてしまうというところで、やっている市町村、やっていない市町村のバランスを取るために国庫負担金の減額等がなされているというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それはいろんな抑制するためには、確かにそれもあるのかもしれませんが、ど

ちらにしても、結局最終的に被保険者の医療費の負担はなくなる。それとあとは、やっている市町村とやっていない市町村があるとまたいけない。だから、やるなら県全体がいいのではないかという趣旨なのかと思うのですけれども。そして、ペナルティーの件は、先ほど伊波一男委員が質疑していただいて分かりましたので、そうすると逆に市としては、今の制度だとそのままのほうが良いということになるわけですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質問にお答えいたします。どの角度で見るのかによって、恐らく異なってくるかと思えます。

利用者の立場に立てば、当然一時的なものであっても、負担がないほうが望ましいわけですから、現物給付がいいと。財政的な面を見れば、同じ額であれば便利なほうが良いというところがあるのですけれども、保険者サイドから見るとペナルティーが発生してしまうというところが出てくると、その分の負担をどうするのかという議論も当然必要になってくるかなというふうに思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、ペナルティーの廃止がセットにならないと、現物給付というのはなかなか厳しいという考え方になるわけですね、市の考え方としては。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質問にお答えいたします。当初私の記憶の範囲では、当初はゼロ歳児の医療費無料化だったのです。というところが、やはり人口減少とか、やっぱり子育て支援とかというところの流れのほうに変わってきておまして、国のほうも当初はペナルティーの年齢のほうを最近からが多分就学前まではペナルティーをかけませんよという形で順次拡大はしてきているところがございますので、その辺も市町村の判断の中でどのような形で実施するのか。

先ほど陳情者のほうからも要望があったような形で、他府県においては現物給付化を先進的に取り組んでいるというところで、私がやっていたときは、この部分は沖縄県のほうがなかなか現物給付に移行していないというところがありましたので、他都道府県で沖縄県の状況を鑑みて、どの時期に判断するかというような感じで、お金だけの問題ではないというところに来ているのかなと思っています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 宜野湾市も沖縄県に準じて来年4月からこども医療費助成の現物給付の範囲を中学校卒業まで拡大ということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 委員がおっしゃるとおり、私ども宜野湾市のほうも他市町村と足並みをそろえていくという考えで現物給付のほうで実施していきたいと思っておりますので、令和4年度の予算に向けてはそのほうで動いていきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 よろしいですか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時17分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時20分)

【議題】

陳情第46号 国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第46号 国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情を議題といたします。

まず初めに、事務局より陳情書を読み上げます。どうぞ。

○議会事務局 読みます。国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情。陳情者は、沖縄県商工団体連合会会長、村濱さんになっています。

陳情趣旨。県民生活の向上に向け諸政策を実施されている貴議会に心から敬意を表します。新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、県民生活と中小業者の営業に深刻な打撃を与えています。中小業者は、消費税率10%への引上げによる重税とコロナ被害の二重苦を強いられ、必死の経営努力を続けていますが、多くの業者が倒産、廃業の瀬戸際に立たされています。コロナ被害から中小業者の経営や従業員の雇用を守るためには、引き続き公的な支援策の継続・拡充が切実に求められています。多くの個人事業主が加入する国民健康保険税(料)のコロナ特例減免が今年度末の3月末まで実施されています。新型コロナウイルス感染症被害により売上げが前年比30%以上減少した世帯に対し、国保税の全額免除を含む画期的な減免制度です。また、感染した国保加入の被用者に傷病手当を支給する特例も実施されています。傷病手当の支給対象を自営業者とフリーランスにも広げていただくことも、中小業者支援の立場から重要です。

しかし、周知徹底の弱さなどにより、減免申請世帯は国保加入世帯数の1割程度にとどまっています。県内経済は、観光産業の落ち込みをはじめ、飲食業における時短営業のその取引業者への影響、建設業における工事の中断や遅延など、全ての業種がいまだにコロナ以前の売上げを回復できていません。コロナ被害から県内中小零細業者の営業と生活を支援するために、来年度(令和3年度)も国民健康保険税(料)のコロナ特例減免を継続実施する必要があります。

以上の趣旨から、県内中小零細業者の営業を守る立場から、政府に対し令和3年度も国民健康保険税(料)のコロナ特例減免の継続実施を求める意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

陳情項目。令和3年度も国民健康保険税(料)のコロナ特例減免を継続実施すること。国保における傷病手当の対象を自営業者とフリーランスにも拡大すること。という意見書を可決し、国に送付していただくこと。以上です。

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。伊波委員。

○伊波一男 委員 では、また御説明をできる範囲内でお願います。

陳情第46号の国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情なのですが、継続なので、先ほどありましたように、3月31日とありましたけれども、本市の今の取組はどうなっているのかお聞きします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 コロナに係る特例減免については、宜野湾市においては令和3年度も引き続き継続して実施しております。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の議案で可決されましたら、令和3年度のほうも継続という形になりますので、国保税の減免に関しましては。その方向で今宜野湾市としては取り組んでいるところです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 令和3年4月1日から継続するというので、議案第49号で今回取扱い、審査していますけれども、それに対する要望ということで考えてよいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の質疑ですが、結論としては継続実施で、令和3年度もコロナの減免は実施してまいります。ただ、この陳情を出された日付が2021年2月22日となっております、その時点では国のほうからも令和3年度実施についての有無が示されていなかったと。3月に入ってから減額に国も継続ということで示されておりますので、その国の考えに基づいて宜野湾市としても令和3年度、財政支援の範囲でコロナ減免を実施していくということで考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 陳情の記の中にも、フリーランスという言葉が出てきます。これに関しても対象になっているということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 陳状の内容が2つに分かれておりまして、1つ目については先ほど申し上げたとおり、コロナの減免の継続実施ということで、こちらについては宜野湾市は継続実施するようになります。

もう一つ、傷病手当金の支給につきましては、こちらも継続して実施しているところではあるのですが、これも国の基準に基づいて、あくまで被用者、会社等に勤めている方が対象となっております。そちらは延長になって令和3年9月まで傷病手当金の支給が可能となっている状況でございますが、今のところ自営業者とフリーランスの方については傷病手当金の支給は対象外となっているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 対象外の理由というのはあるのですか。皆さんは国の制度としては対象になっていないから対象外ですなのか、分かる範囲内でお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波委員のおっしゃるとおり、宜野湾市においては国の基準に準じて実施しているところですが、国会のほうの議論等を見てもみますと、やはり国としては被用者と違って個人事業主等

については就業形態が多様であるということで、この所得の補填とか、妥当な支給額の算出が難しいといった、あとは財政上の問題もあるようで、このあたりから国のほうとしては今のところ被用者に限って傷病手当金を支給している状況となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 会社勤めをして給料をもらっている方が国保に加入している場合は対象になります。そして、いわゆる自営業者、フリーランスと言われている方々は働く時間も収入もその月、その月によって違ってくるということで、支給額の算出が難しいのではないかという説明だったと理解したいと思います。よろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 この傷病手当のところのポイントかなと思うのですが、自営業者とフリーランスという方も国民健康保険加入者は保険税を払っています。なので、同じ保険税を払っていても、コロナに感染した場合の傷病手当がもらえる人ともらえない人がいる。これはちょっと何か矛盾していないかなと思うのですが、これについての見解としてはどうですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質問にお答えいたします。この傷病手当金という仕組み自体が、会社勤めとか、そういった方々が病気によって給料保障がない場合に傷病手当金という仕組みで、給与の代替制度になってございます。国民健康保険制度においては、高齢者とか退職した方、あるいは農業をされている方というところが加入者の基盤であって、被用者の確認が、先ほど国保課長からあったとおり、捕捉できない。なので、そもそも傷病手当金制度というのが国保のほうにはほとんどの団体で仕組みを持っていなかったところなんです。

それが、令和2年2月のコロナ感染において傷病者が出てくることによって、その部分が甚大な影響があるということで、特例的な形でコロナのものに関しては傷病手当金を創設したところがございますので、そういったところから仕組み自体を広げたところが特例で、さらにその捕捉できない方々を給付するというところは困難というところもあって、このような形の仕組みになっているかというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 会社勤めという話が出たときに、会社勤めだったら社保ではないのかなと思ったのですが、この文章の書き方がちょっとこんがらがってしまっているのかなという感じが。会社勤めの方でも、要は国保に加入している方もいるということになるということでもいいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋委員おっしゃるとおり、通常だと社保に加入するのですが、国保に加入されている方についても収入が130万円以下とか、給料が高額ではない方については国保加入になっております。社保の対象は、国の政策として対象範囲は以前に比べて拡大はしているところなのですが、所得が低い人については社保ではなくて国保加入という形になっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 では、フリーランスの場合でもそれは会社が社会保険に加入していたら、その方も社会保険であれば、これは国保の話とは違います。例えばの話ですけれども、フリーランスであっても社会保険に加入をしているのであれば、傷病手当は社会保険の中で出されているということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質問にお答えいたします。フリーランスの方が被用者保険のほうに加入している状況があるかということだとは思いますが、基本的な認識としてフリーランスというのはどこにも属しないで、個別委託で受けたりとかということだと思いますので、こういった方が被用者保険に加入している可能性というのは低いことではないかなと思います。なので、フリーランスの方が被用者保険に加入しているということは恐らくないのではないかなと思います。なので、傷病手当金というところで属していないので、医療保険を受ける際には被用者保険に入っていないので、国民健康保険に加入しているのが恐らく大多数ではないかなと。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 最近またフリーランスという言葉が出て、例えばどこまでがフリーランスかというのがなかなか難しいですね。人材派遣であれば、人材派遣会社の保険に入っているけれども、契約者がいないからフリーランスという言い方もできますので、なかなか難しく、表現も分かりづらいなと思って。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第46号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時34分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時45分)

【議題】

議案第49号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 継続審査となっております議案第49号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○山城康弘 委員長 これより議案第49号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第51号 宜野湾市民会館舞台機構改修工事請負契約について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第51号 宜野湾市民会館舞台機構改修工事請負契約についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○山城康弘 委員長 次に、議案第51号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております陳情第52号 認可外保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○山城康弘 委員長 これより陳情第52号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

本件に対する討論を許します。

まず、反対討論を許します。呉屋委員。

○呉屋等 委員 それでは、請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願に対して反対の立場から討論させていただきます。

本請願は、2019年11月26日付で受理され、その間当局、そして請願者、紹介議員、そして本日また学校現場の教頭先生や養護教諭の方から御意見を聴取しまして、この請願理由に書かれているものが必ずしも請願の理由との整合性が合致しないというふうな認識を持ちましたので、今回はこの請願に対して反対をしたいと思います。詳しくはまた本会議で述べたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 次に、賛成の討論を許します。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願に賛成の立場で討論いたします。

やはりこれは学校現場に医療行為を持ち込んではいけないということと、子供たちにおいてはフッ素というものが劇薬であるというのがまだそれが根底にありますので、そういう形ではそういう意味ではフッ素を持ち込んではいけないということの考えは変わりませんが、しかし子供たちの現状を見ている中では、やはりその部分ももう少し必要だろうかなと思うところにも心は動いてはおります。

そして、私は特に学校現場では、子供たちの虫歯予防のために歯磨き指導も徹底すべきだと思っております。それを進めながら、できればフッ化物洗口という形ではなく、細やかな指導をしていけばいいのではないかなと思うのですが、実際現場ではそういうわけにはいかないようなところもありますので、子供たちの歯の現状がそこまではない、フッ素を取り組まないといけないという現状が出てきているというのが少し理解できるようになりました。しかしやっぱり劇薬を扱うという理由で反対を求める請願に対しては、この請願に対しては賛成という立場でいきたいと思っております。賛成と反対は、どちらもあってはいいと思うので、私は賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

○山城康弘 委員長 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより請願第7号を挙手により採決いたします。本件については採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成1：反対3)

○山城康弘 委員長 賛成少数であります。よって、本件は不採択されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時53分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時53分)

【議題】

- 陳情第 1 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 10 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 11 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情
- 陳情第 12 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 14 号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 16 号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 21 号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
- 陳情第 27 号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 陳情第 41 号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 42 号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情
- 陳情第 43 号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
- 陳情第 45 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 陳情第 46 号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情
- 陳情第 48 号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情
- 陳情第 49 号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情
- 陳情第 50 号 国立病院への機能強化を求める陳情
- 陳情第 51 号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第41号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情、陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情、陳情第45号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情、陳情第46号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情、陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情、陳情第49号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情、陳情第50号 国立病院への機能

強化を求める陳情、陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度を実現し、子ども医療費無料制度の改善を求める陳情、以上17件を一括して議題といたします。

本17件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後2時55分)